

長岡市の入札・契約制度に関する事業者アンケート結果の概要

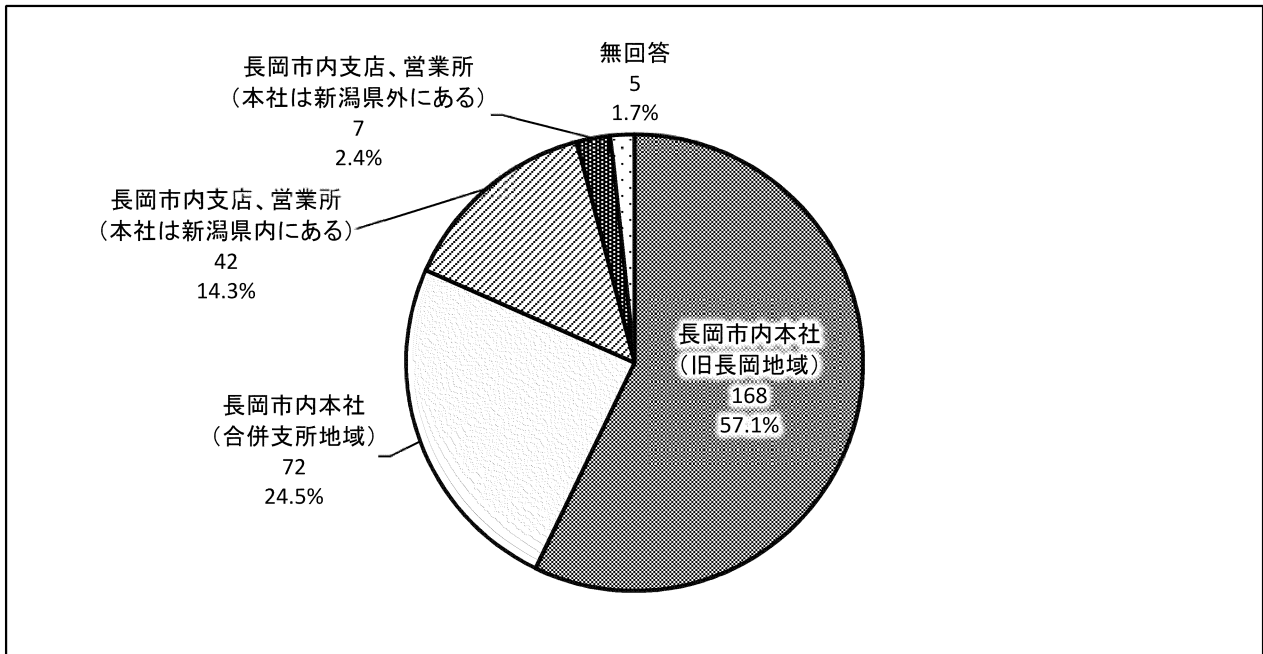
実施主体	長岡市入札・契約制度に関する検討委員会
目的	長岡市に対して行う入札・契約制度の構築に関する提言をより良いものとするため、事業者の意見、要望を反映させるもの
実施方法	指定する調査票による回答（無記名方式）
実施期間	令和元年5月10日～5月20日
対象者数	長岡市の入札参加資格の登録を行っている事業者のうち、長岡市に事業所を有する事業者（384者）
回答者数	294者（速報時の回答者数は281者であったが、回答期限の経過後に13者から回答があったため、集計に加えたもの）
回答率	約76.6%
集計方法	・各設問ごとの回答の分析にあたっては、原則として工事等級（ランク）によるクロス集計を行った。
その他	・各グラフの割合の合計は、端数処理の関係で100%とならない場合がある。 ・意見欄及び自由記載欄について、アンケートの目的及び設問の趣旨に沿わない意見は掲載していませんが、いただいた意見は市に伝え、今後の制度設計の参考としてまいります。

事業者概要

問1 あなたの会社（個人事業者の方の場合は事業所の住所）の入札参加資格の登録について、該当する番号を○で囲んでください。

- 1 長岡市内本社（旧長岡地域）
- 2 長岡市内本社（合併支所地域）
- 3 長岡市内支店、営業所（本社は新潟県内にある）
- 4 長岡市内支店、営業所（本社は新潟県外にある）
- 5 無回答

168	
72	
42	
7	
5	
1～5計	294



問2 下記の工種の登録状況について、該当するものをすべて○で囲んでください。

	Aランク	Bランク	Cランク	A～C計	登録なし	回答計
1 土木一式	74	40	41	155	24	179
2 下水道管渠	48	21	18	87	43	130
3 建築一式	34	15	25	74	55	129
4 管	63	29	18	110	47	157
5 水道管	37	13	10	60	58	118
6 電気	37	14		51	83	134
7 舗装	40	43		83	51	134
1～7計	333	175	112	※1 620	361	981

登録あり(ランクなし)

8 その他

※2 261

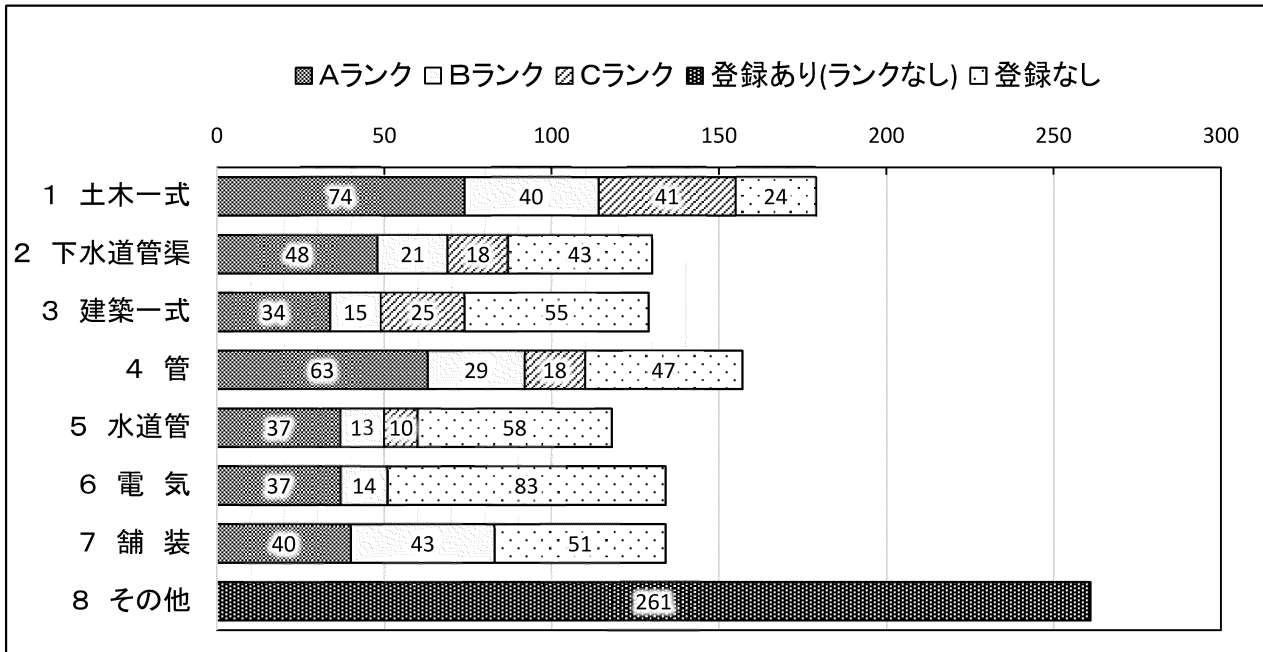
入札参加資格の登録を行っている工種の計 (※1+※2)

881

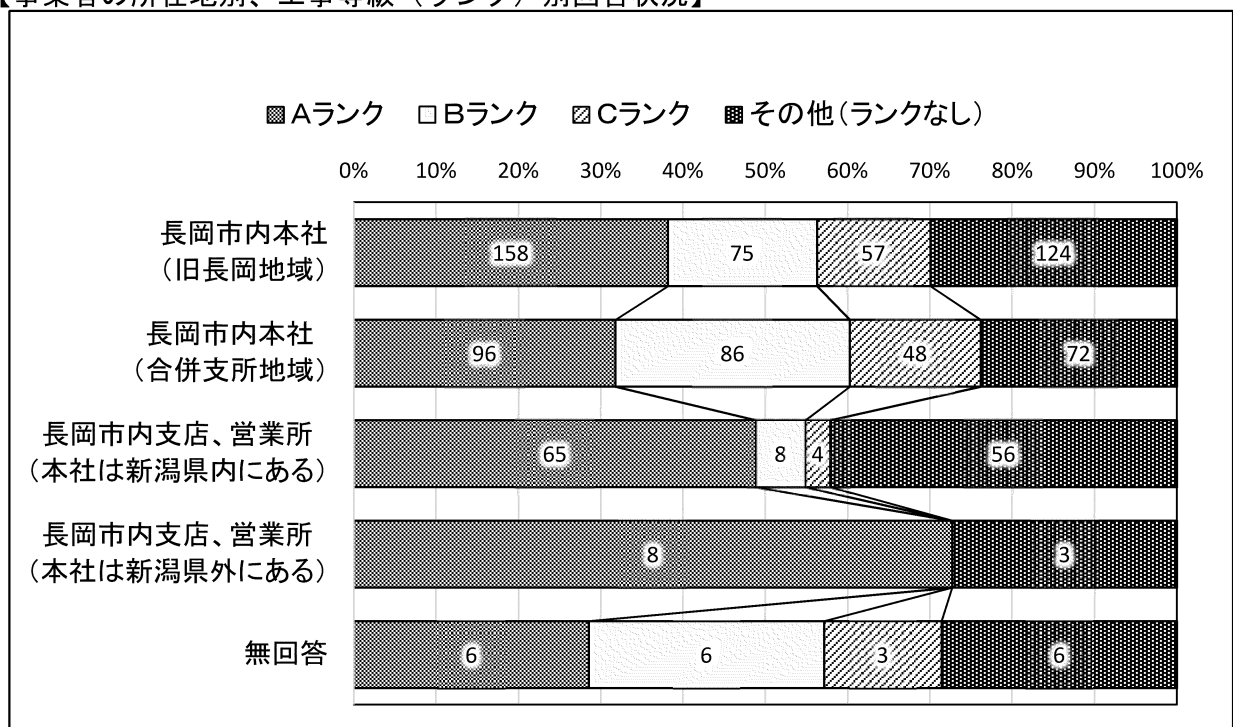
【「8 その他」の内訳】

	登録あり(ランクなし)		登録あり(ランクなし)
プレストレストコンクリート	2	塗装	25
大工	4	防水	18
左官	0	内装仕上	8
とび・土エ・コンクリート	44	機械器具設置	17
法面処理	9	熱絶縁	2
石	6	電気通信	9

屋根	6	造園	19
タイル・れんが・ブロック	2	さく井	19
鋼構造物	10	建具	2
鋼橋上部	2	水道施設	10
鉄筋	0	消防施設	8
しゅんせつ	6	清掃施設	1
板金	3	解体	17
ガラス	2	とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)	10



【事業者の所在地別、工事等級（ランク）別回答状況】



現行制度

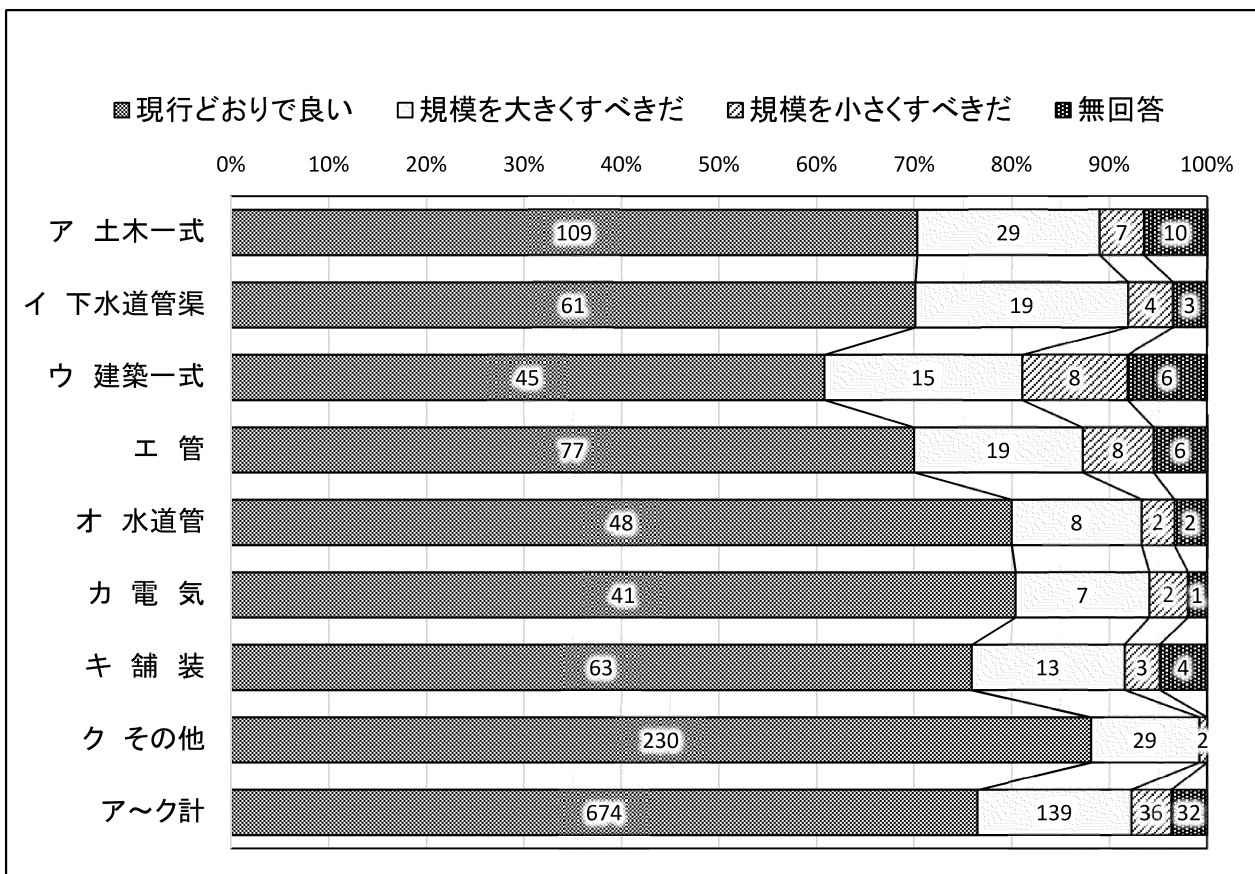
問3 現在、長岡市は予算の範囲内で可能な限り工事を分離・分割し発注しています。

工事1件当たりの発注の規模（発注金額）について、貴社が問2で登録のある工種に対する考えをお聞かせください。該当する回答番号に○をつけてください。

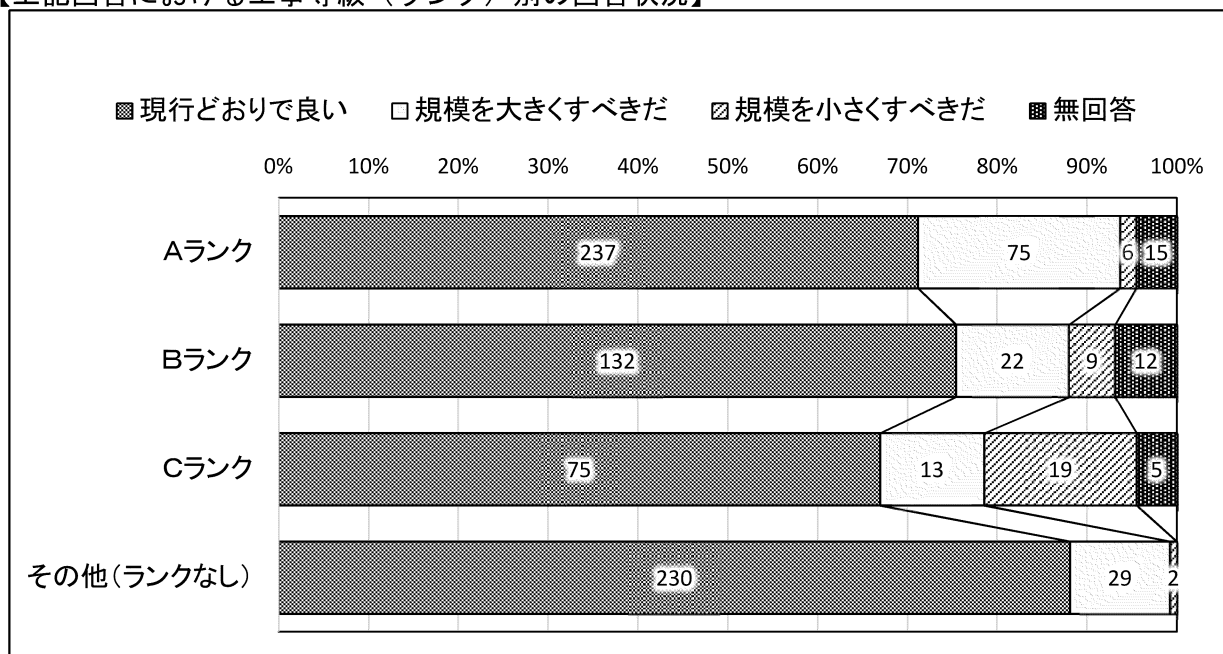
	1 現行どおり で良い	2 規模を大き くすべきだ	3 規模を小さ くすべきだ	4 無回答	1～4計
ア 土木一式	109	29	7	10	155
イ 下水道管渠	61	19	4	3	87
ウ 建築一式	45	15	8	6	74
エ 管	77	19	8	6	110
オ 水道管	48	8	2	2	60
カ 電気	41	7	2	1	51
キ 舗装	63	13	3	4	83
ク その他	230	29	2	0	261
ア～ク計	674	139	36	32	881

【「ク その他」の内訳】

	1 現行どおり で良い	2 規模を大き くすべきだ	3 規模を小さ くすべきだ	4 無回答	1～4計
プレストレストコンクリート	2	0	0	0	2
大工	4	0	0	0	4
左官	0	0	0	0	0
とび・土工・コンクリート	38	5	1	0	44
法面処理	6	3	0	0	9
石	5	1	0	0	6
屋根	5	1	0	0	6
タイル・れんが・ブロック	2	0	0	0	2
鋼構造物	9	1	0	0	10
鋼橋上部	1	1	0	0	2
鉄筋	0	0	0	0	0
しゅんせつ	6	0	0	0	6
板金	2	1	0	0	3
ガラス	2	0	0	0	2
塗装	20	5	0	0	25
防水	16	2	0	0	18
内装仕上	8	0	0	0	8
機械器具設置	13	4	0	0	17
熱絶縁	1	0	1	0	2
電気通信	6	3	0	0	9
造園	18	1	0	0	19
さく井	18	1	0	0	19
建具	2	0	0	0	2
水道施設	10	0	0	0	10
消防施設	8	0	0	0	8
清掃施設	1	0	0	0	1
解体	17	0	0	0	17
とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)	10	0	0	0	10



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



【「意見欄」に記載された内容】

【発注の規模(発注金額)に関する意見】

- ・受注させて頂き、履行する金額としては、経営上ちょうど良い金額であるため、現行どおりで良いと思います。
- ・技術者数、下請業者数を考えれば多少本数が減っても、1工事あたりの規模を大きくすべき(3)
- ・分割する事により、経費が必要以上に増大している為、その分、発注金額を拡大して頂きたい。(3)
- ・消費税の増税等を考慮して、指名入札のB,Cランクの発注金額の拡大
- ・規模は大きくしてもらいたいが、物件数が減るのも困る
- ・300万未満では固定費の割合が大きく、利益がだせない(3)
- ・植物(生き物)を扱うため、施工現場の土壌等、生育環境に応じた予算を考慮しての発注または追加予算を考慮してもらいたい。
- ・どちらとも言えない(2)

【その他の意見】

- ・発注の件数を多くしてほしい。(4)
- ・逆に専門工事業にもう少し門戸を開けて(広げて)ほしい。分離発注ならゼネコンを入れる必要はないと考える。(2)
- ・電気工事と通信工事を分離発注を願う。
- ・規模の大小でなく、同一工事ヶ所での工事の分離・分割はおかしいのではないか。経費の面においても二重にならないか。(2)
- ・入札不成立、辞退案件対策の為に、現場代理人工事兼任要件のさらなる緩和及び複数の少額案件を1件とし発注されたらどうか。
- ・工事件数が増えることは受注できる機会が増えるので有難いと感じています。しかし、工事の規模が小さくなっても内業や書類の作成量は変わらない為に、今までと同等の工事量を確保しようとすると、技術者の負担や経費が倍々で増えています。書類の簡素化についても改善をお願いします。

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

問4 競争性を確保するため、工事等級に応じた指名数を設定していますが、貴社が問2で登録のある工種に対する考えをお聞かせください。該当する回答番号に○をつけてください。

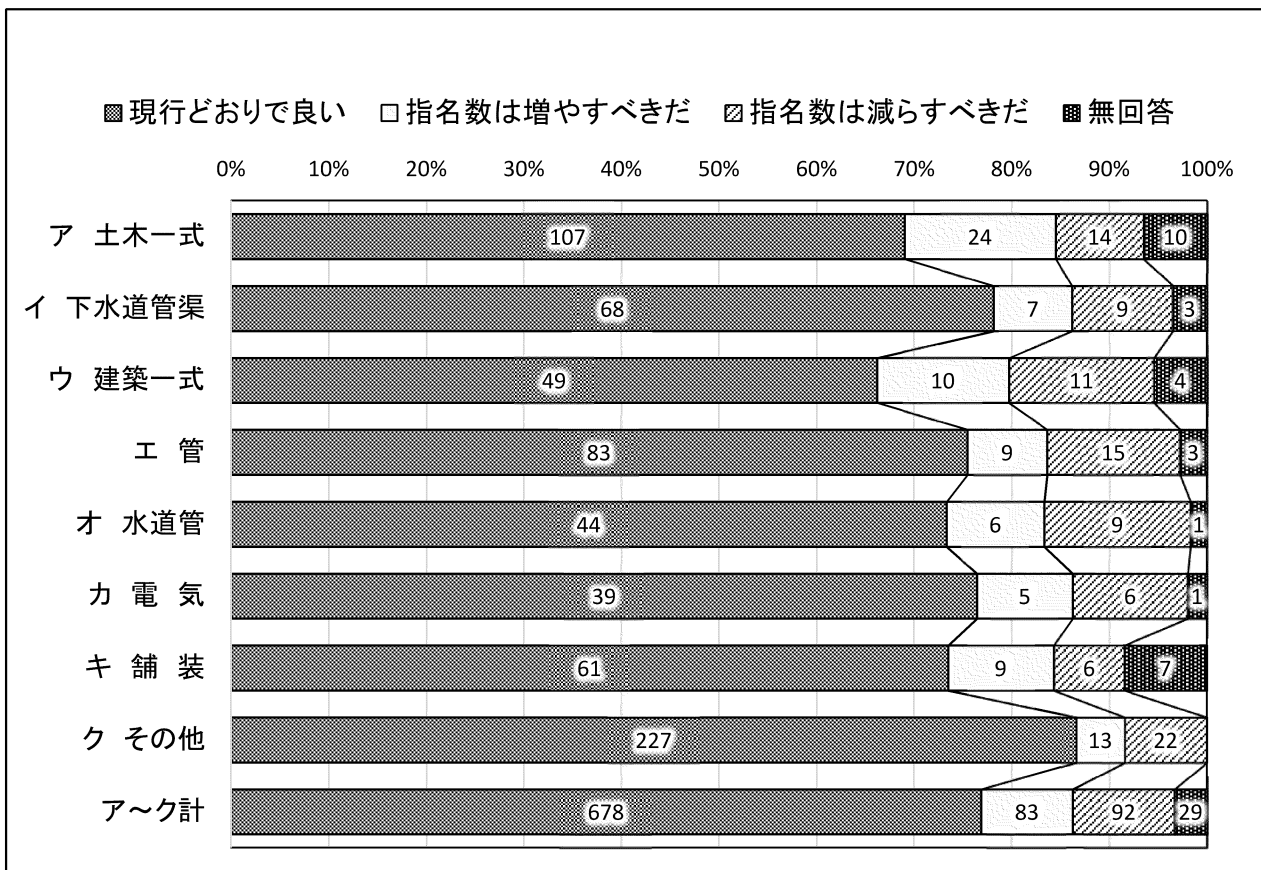
	1 現行どおり で良い	2 指名数は 増やすべきだ	3 指名数は 減らすべきだ	4 無回答	1~4計
ア 土木一式	107	24	14	10	155
イ 下水道管渠	68	7	9	3	87
ウ 建築一式	49	10	11	4	74
エ 管	83	9	15	3	110
オ 水道管	44	6	9	1	60
カ 電気	39	5	6	1	51
キ 舗装	61	9	6	7	83
ク その他	227	13	22	0	262
ア~ク計	678	83	92	29※	882

※「ク その他」のうち、さく井について、1者が「1」と「3」の2か所を選択したことから、集計上では登録を行っている工種の合計より多くなっている。

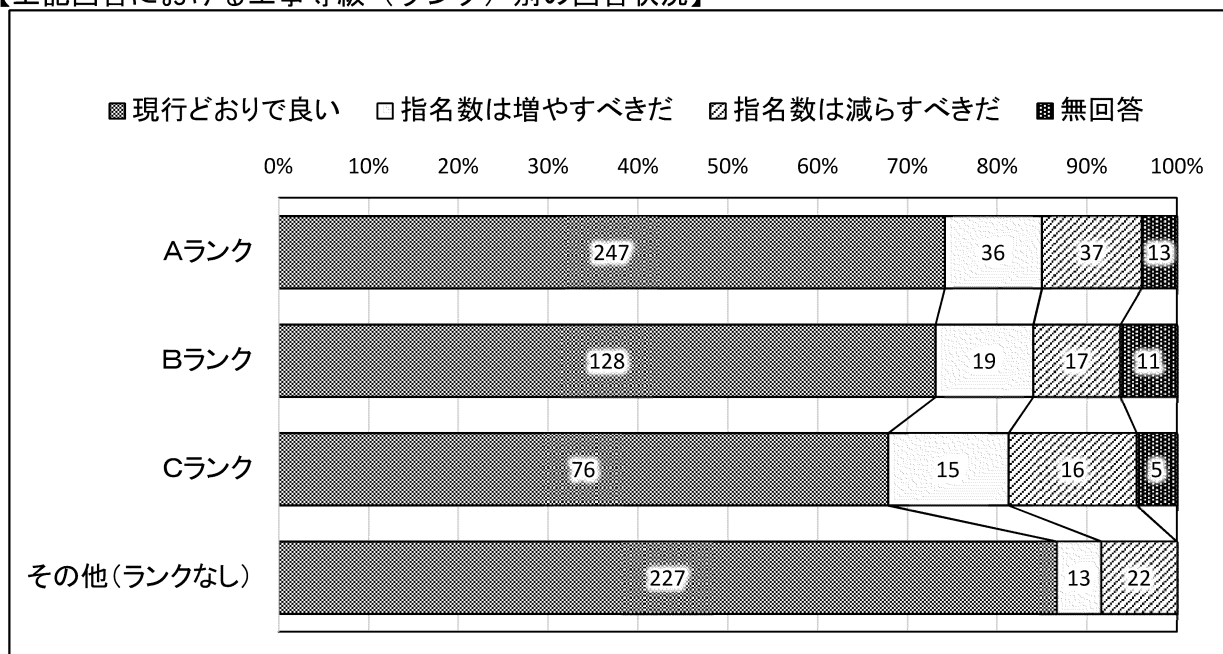
【「ク その他」の内訳】

	1 現行どおり で良い	2 指名数は 増やすべきだ	3 指名数は 減らすべきだ	4 無回答	1~4計
プレストレストコンクリート	2	0	0	0	2
大工	4	0	0	0	4
左官	0	0	0	0	0
とび・土工・コンクリート	38	4	2	0	44

法面処理	9	0	0	0	9
石	5	1	0	0	6
屋根	6	0	0	0	6
タイル・れんが・ブロック	2	0	0	0	2
鋼構造物	10	0	0	0	10
鋼橋上部	2	0	0	0	2
鉄筋	0	0	0	0	0
しゅんせつ	6	0	0	0	6
板金	3	0	0	0	3
ガラス	2	0	0	0	2
塗装	18	5	2	0	25
防水	14	2	2	0	18
内装仕上	8	0	0	0	8
機械器具設置	14	0	3	0	17
熱絶縁	1	0	1	0	2
電気通信	6	1	2	0	9
造園	18	0	1	0	19
さく井	14	0	6	0	20
建具	2	0	0	0	2
水道施設	9	0	1	0	10
消防施設	6	0	2	0	8
清掃施設	1	0	0	0	1
解体	17	0	0	0	17
とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)	10	0	0	0	10



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



意見欄

28

【「意見欄」に記載された内容】

【指名数に関する意見】

- ・ 指名数については、貴会の判断によるものではありませんが、あえてどうですかと言えば、現行のとおりで良いです。
- ・ 競争原理を働かせた方がよい。
- ・ 予定価格に相応した指名数にされてはどうか。たとえば予定価格300万円案件に10社も必要か。民間であれば2～3社である。(4)
- ・ 長岡市内支店の業者も指名に入れて発注件数を増やしてほしいが1物件当たりの指名業者数は減らしてほしい

【指名対象に関する意見】

- ・ 地理的物件、現場の理解度、住民、地区民との友好度等で、1～2社程度の社に於いて、落札努力をされると思う。現場を理解していない社が多く集まっては？では。
- ・ 競争性を確保する観点からも、長岡市内に営業所のある業者(県外本社)も、指名に入れていただきたい。
- ・ 災害時に対応出来るように、災害協定締結業者を優先に指名し、経済的に保護してほしい
- ・ 工事实績、技術者の人数、設備を重視して選考してほしい。
- ・ 指名先は出張所や出先、歴史的な地域要因についても考慮していただきたい。(2)

【その他の意見】

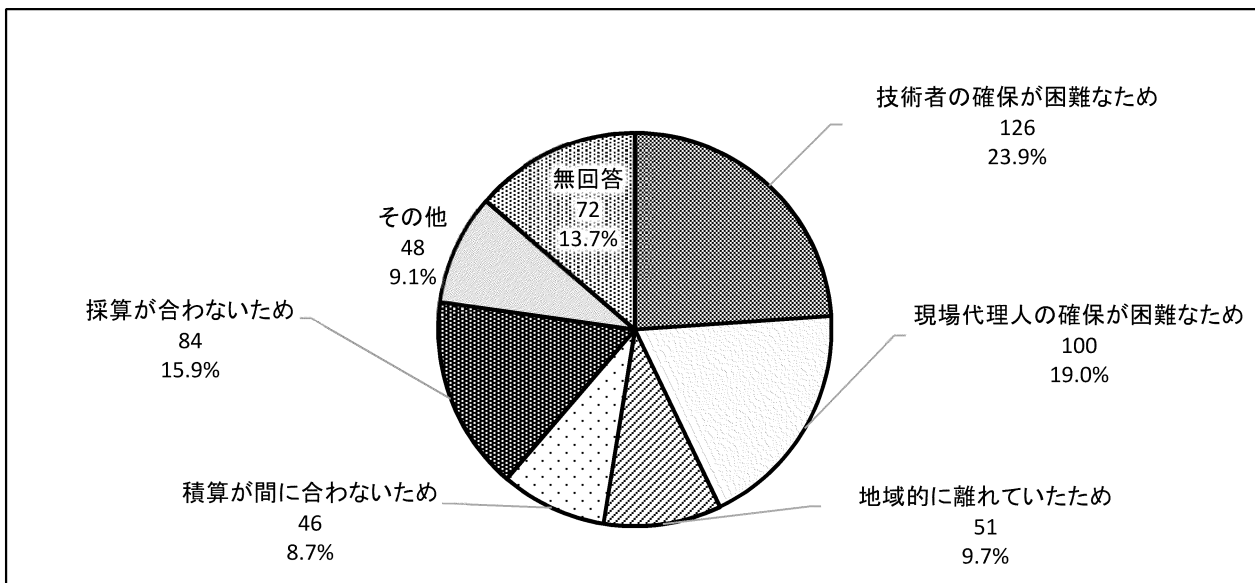
- ・ 川東、川西地区、又は、旧長岡市、合併地域等の区割りも止めるべき。
- ・ 入札を一般競争にした方が透明性があるのではないか。

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

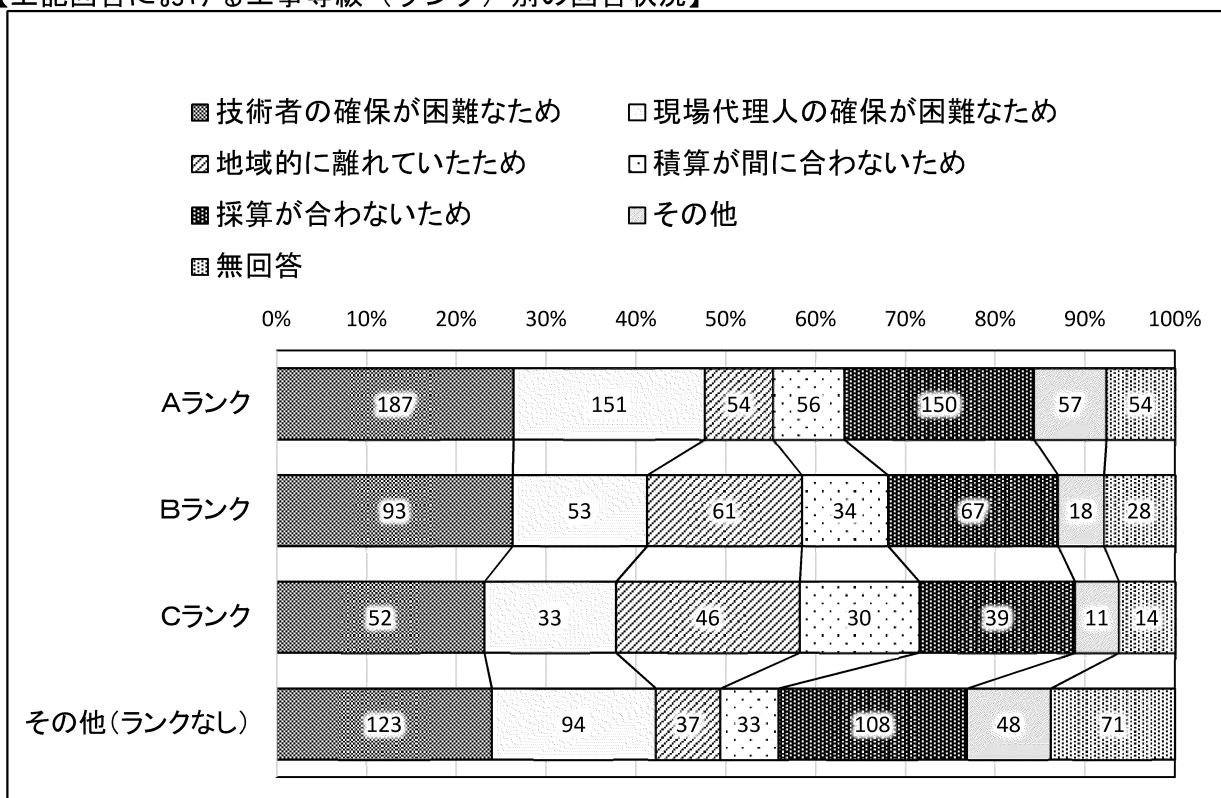
問5 平成30年度中に指名されたが、入札を辞退したことがある場合、その理由をお聞かせください。該当する回答番号に○をつけてください。【複数回答可】

- 1 技術者の確保が困難なため
- 2 現場代理人の確保が困難なため
- 3 地域的に離れていたため
- 4 積算が間に合わないため
- 5 採算が合わないため
- 6 その他
- 7 無回答

126
100
51
46
84
48
72
1～7計
527



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問5における回答数（527）と一致しない。

【「6 その他」に記載された内容】

【労務者や機械の確保に関する意見】

- ・ 他の工事に従事したため(2)
- ・ 現状12ヶ月先まで工事案件が埋まっている。
- ・ 兼任にも限界がある。
- ・ 技術者はいるが、作業員の確保や下請業者の確保ができない為。(6)
- ・ 専用(純正)部品が入手困難のため(納期・価格等)

【時期や工期に関する意見】

- ・ 工種によっては極端に入札締切日が短いことがあり積算、施工体制確保ができないケースがある
- ・ 積算時間が短すぎる
- ・ 工期内に完成が難しかった為(2)
- ・ 工事発注時期が、当社の受注済工事と重なり無理がある為
- ・ 採算が合わないこともあるが、工期の件で年度内の完成も考えてもらいたい。
- ・ 第1四半期、第2四半期に集中するため

【その他の意見】

- ・ 工期設定や近接工事の進捗など現場条件により採算が見込めないケースがある
- ・ 入札締切の日時を失念していたため
- ・ 機器メーカー等から、適正金額の見積がこなかったりしたため、辞退せざるえなかった。
- ・ ほとんど同じ業者が落札するため、応札する気がうせた。
- ・ 施工実績がない
- ・ 辞退したことなし(12)

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

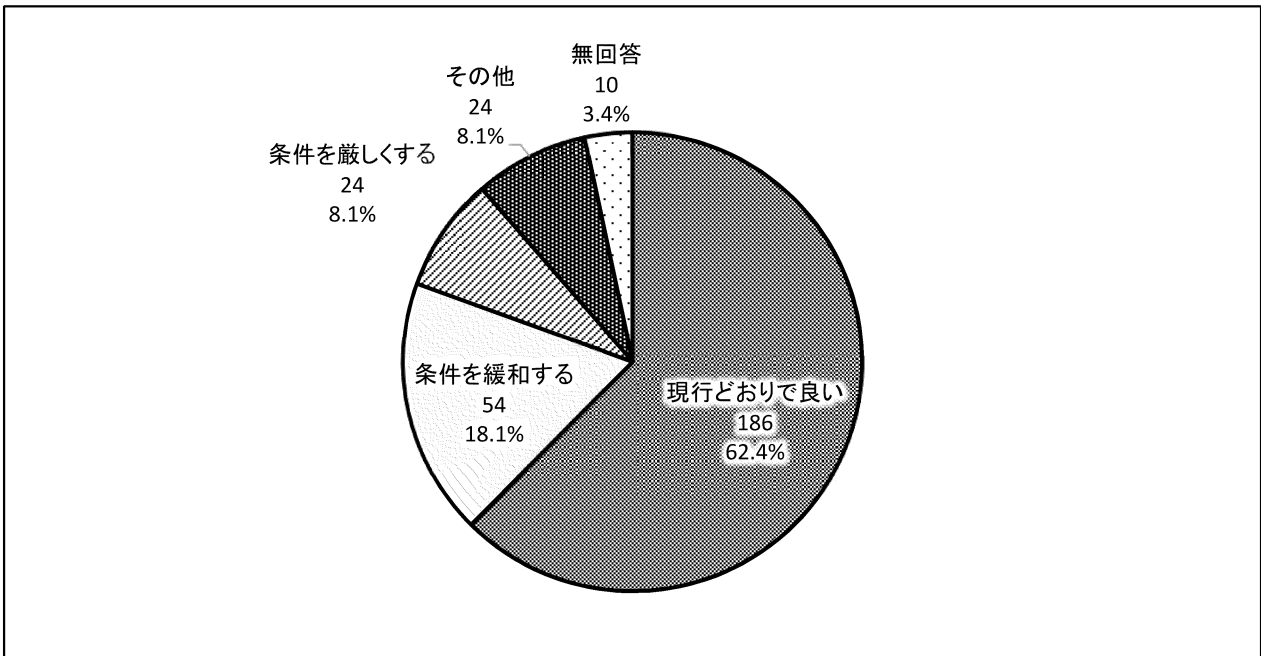
問6 「くい上がり」「くい下がり」制度について、ご意見をお聞かせください。

「くい上がり」「くい下がり」とは、指名競争入札において、例えば工事の等級がBの土木一式工事で、10者指名すべきところ、指名可能なBの事業者が9者しかいない場合に、施工実績に応じて事業者を上A(くい下がり)又は下C(くい上がり)から指名することをいいます。該当する回答番号に○をつけてください。

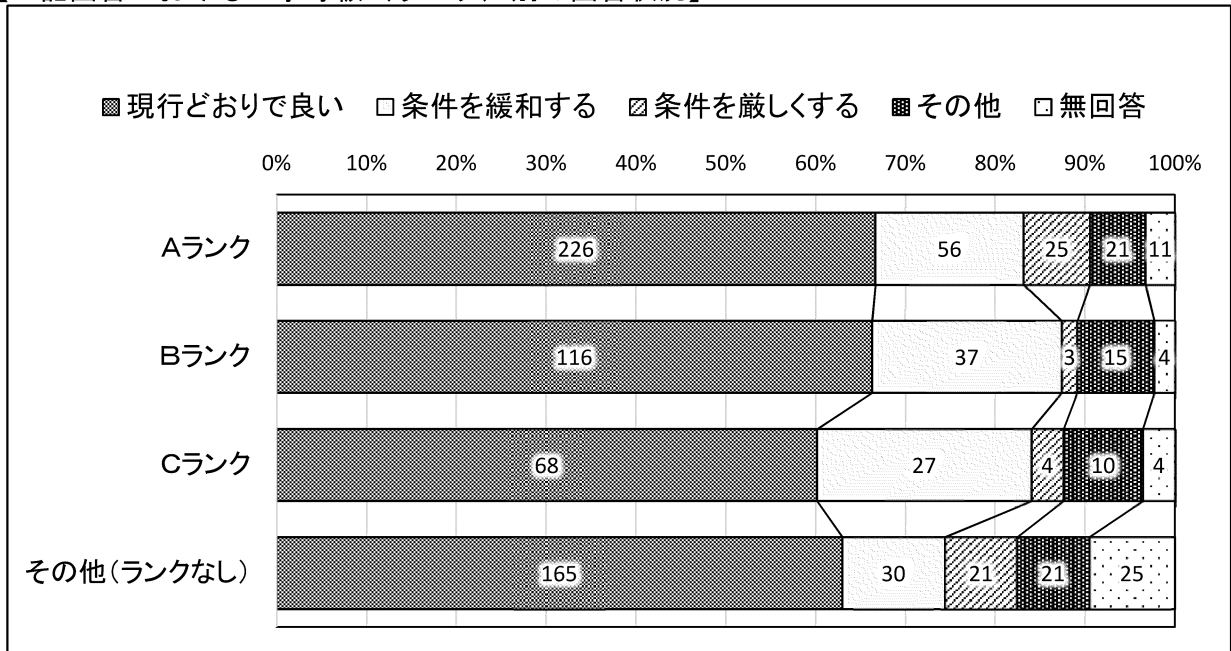
- 1 現行どおりで良い
- 2 条件を緩和する
- 3 条件を厳しくする
- 4 その他
- 5 無回答

	186
	54
	24
	24
	10
1～5計	298

※ 4者が「1」～「3」を選択した上で、「4 その他」に意見を記載したことから、集計上回答者数より多くなっている。



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問6における回答数（298）と一致しない。

【「4 その他」に記載された内容】

【制度の運用に関する意見】

- ・ 上位ランク業者の落札により、下位ランク業者の受注機会が減少する恐れがある為、制度の廃止を検討してほしい。(9)
- ・ 舗装工事はA・Bしか無いのでA・B混合で舗装事業者の指名が良いと思います。
- ・ 10者指名の枠をとりはずせばよいことなのではないか。ルールをかえればよいと思います。
- ・ くい下がりなくす。くい上がりは残す。(2)

【指名対象に関する意見】

- ・ 建設業として立ち行かない為、廃業者が多数出た。その結果今現在の社数。その社数を基にされたらいかが。
- ・ 無理に頭数をそろえる必要はない。等級の価値が薄まる。(3)
- ・ 施工地に応じて近隣地域の業者の指名をお願いしたい。
例 川口支所発注で川口支所と小国支所で行い、中之島支所と栃尾支所を組まない。
- ・ 指名可能な業者がないという事は指名業者選定方法に無理があると思います

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

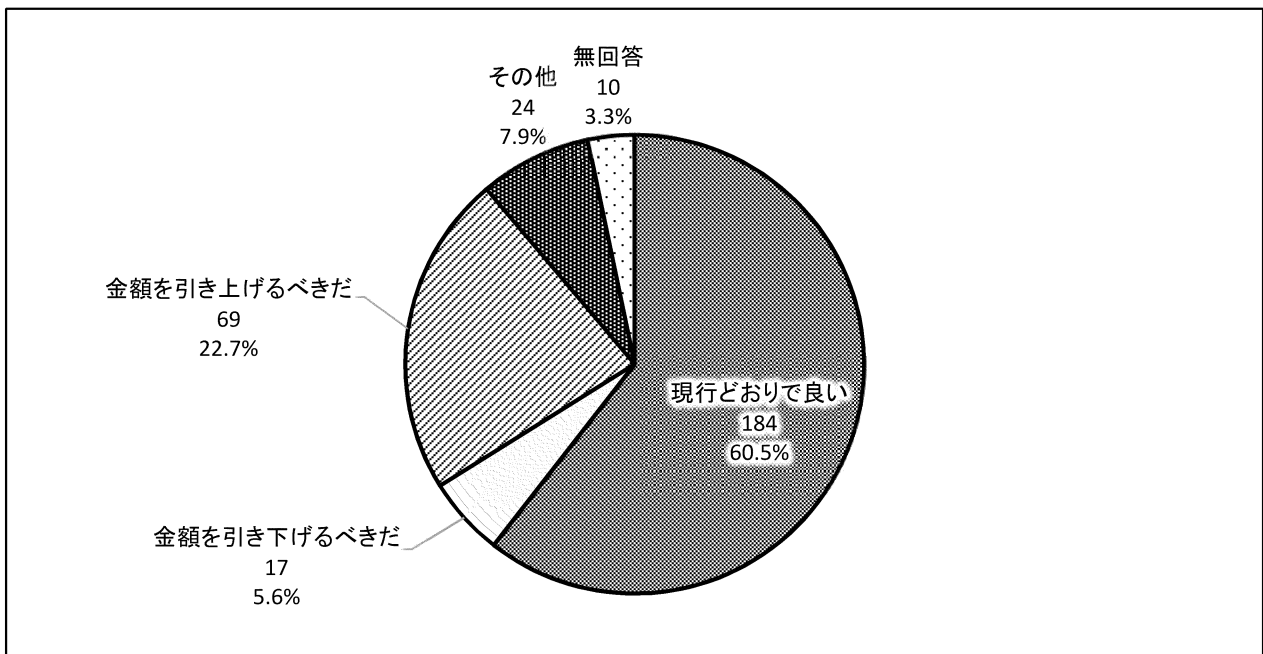
問7 現在、主に設計額1億円以上の工事について、特定共同企業体(JV)で発注していますが、金額要件についてどのようにお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。

- 1 現行どおりが良い
- 2 金額を引き下げるべきだ
- 3 金額を引き上げるべきだ
- 4 その他
- 5 無回答

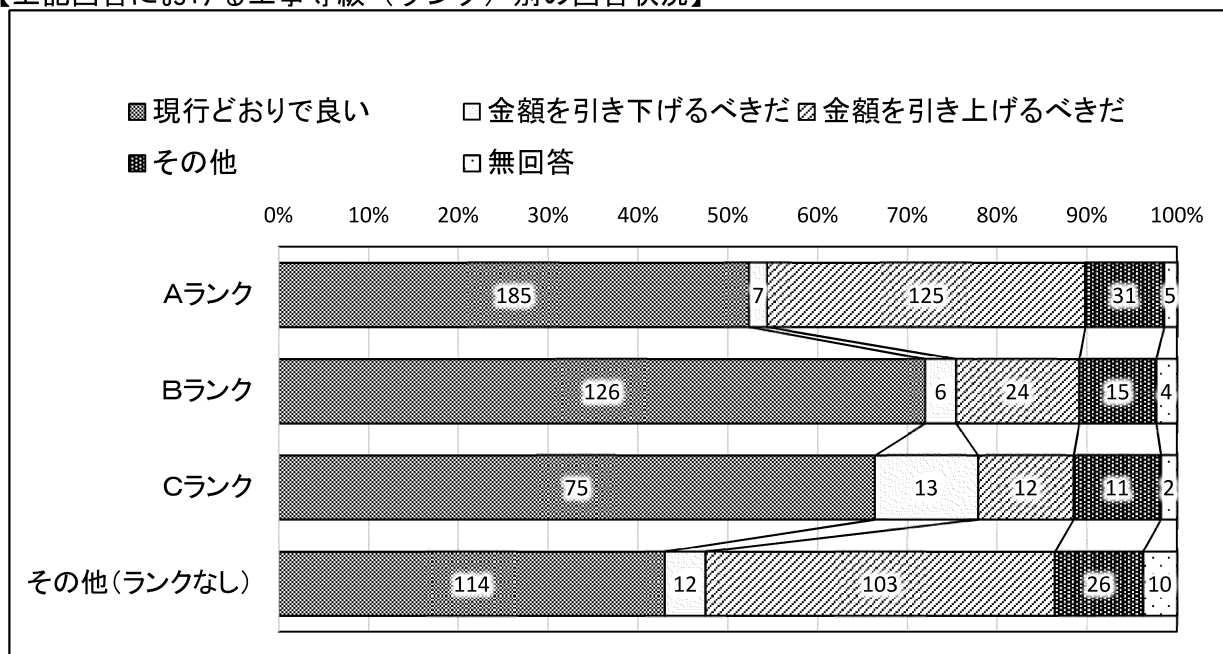
184
17
69
24
10

1～5計 304

※ 9者が「1」～「3」を選択した上で、「4 その他」に意見を記載したことから、また、1者が「1」及び「2」の2か所に回答したことから、集計上回答者数より多くなっている。



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問7における回答数（304）と一致しない。

【「4 その他」に記載された内容】

- ・ 議会案件まで金額を引き上げるべきだと思います。(4)
- ・ JV案件は1億円以上というのは安い。工期も長く、各社の経費が掛かり過ぎて、採算性に欠ける。
- ・ 1億円は、1社で施工可能であり、特定共同企業体(JV)で発注する金額を引き上げるべきと思う。(例:2億円以上)(2)
- ・ 「金額は、現行どおりで良い」ですが、下位業者の技術力向上のために、「A+B」「A+B+C」などのJV工事の発注の検討。(2)
- ・ 金額としては妥当だと思うが、工事内容も含めて、JVにするか否かを決定してほしい。(2)
- ・ 消費税や工事価格全般の実態にあった値上がりを考慮いただきたい。
- ・ 工期が2年、3年であっても1億以上はJV発注となり、担当者、経費がまかなえない。1年の2期で1億円以上を基準としたらよいのではないのでしょうか。(JV発注)

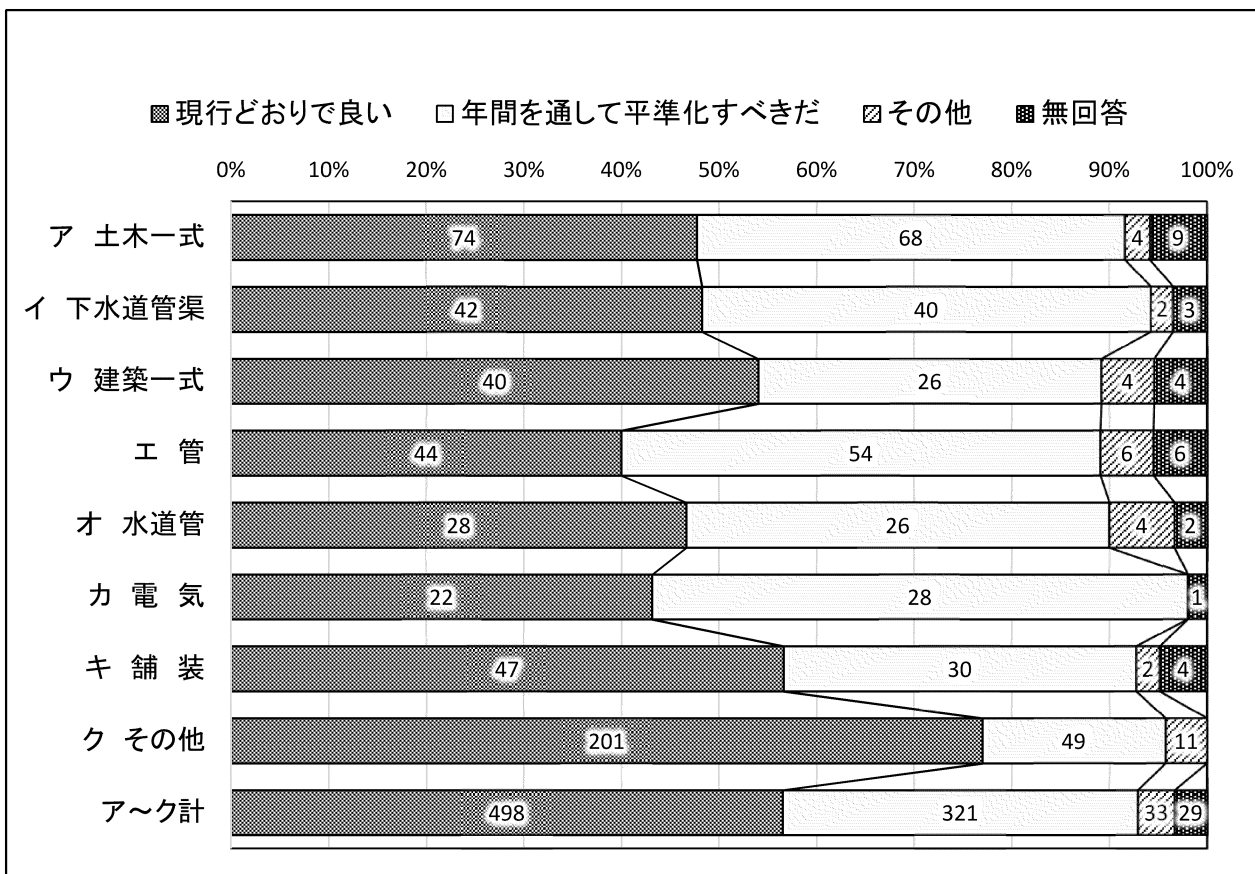
※（ ）内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

問8 現在、発注時期については、冬季間の雪の影響も考慮し、年度の上半期に集中していますが、貴社が問2で登録のある工種に対する考えをお聞かせください。該当する回答番号に○をつけてください。

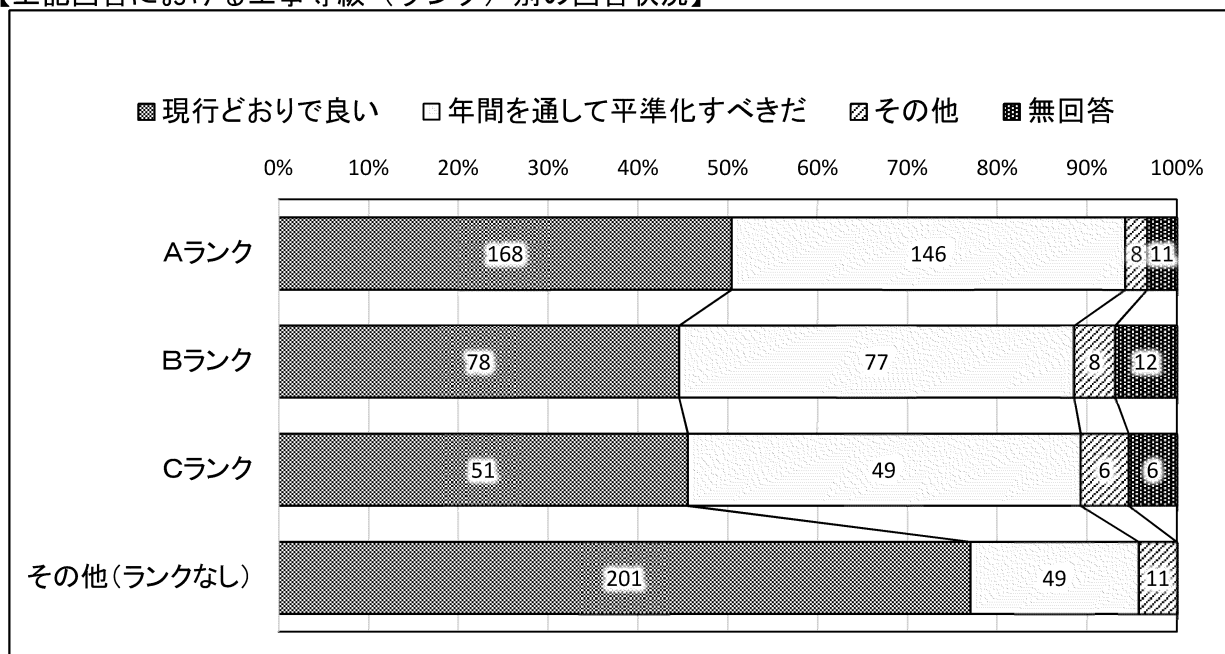
	1 現行どおり で良い	2 年間を通して 平準化すべきだ	3 その他	4 無回答	1～4計
ア 土木一式	74	68	4	9	155
イ 下水道管渠	42	40	2	3	87
ウ 建築一式	40	26	4	4	74
エ 管	44	54	6	6	110
オ 水道管	28	26	4	2	60
カ 電気	22	28	0	1	51
キ 舗装	47	30	2	4	83
ク その他	201	49	11	0	261
ア～ク計	498	321	33	29	881

【「ク その他」の内訳】

	1 現行どおり で良い	2 年間を通して 平準化すべきだ	3 その他	4 無回答	1～4計
プレストレストコンクリート	2	0	0	0	2
大工	4	0	0	0	4
左官	0	0	0	0	0
とび・土工・コンクリート	33	11	0	0	44
法面処理	7	2	0	0	9
石	5	1	0	0	6
屋根	6	0	0	0	6
タイル・れんが・ブロック	2	0	0	0	2
鋼構造物	9	1	0	0	10
鋼橋上部	2	0	0	0	2
鉄筋	0	0	0	0	0
しゅんせつ	6	0	0	0	6
板金	3	0	0	0	3
ガラス	2	0	0	0	2
塗装	14	8	3	0	25
防水	8	7	3	0	18
内装仕上	7	0	1	0	8
機械器具設置	8	9	0	0	17
熱絶縁	0	1	1	0	2
電気通信	6	3	0	0	9
造園	16	1	2	0	19
さく井	16	2	1	0	19
建具	2	0	0	0	2
水道施設	8	2	0	0	10
消防施設	8	0	0	0	8
清掃施設	1	0	0	0	1
解体	16	1	0	0	17
とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)	10	0	0	0	10



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



【「3 その他」に記載された内容】

【早期発注に関する意見】

- ・ 冬期発注、3月から着手できるようにしてほしい(2)
- ・ 春先の発注増やす(18)
- ・ 早く発注して工期選択にして欲しい
- ・ 施行内容を考慮して発注(3)

【その他の意見】

- ・ 下半期発注の工事が多い

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

意見欄

52

【「意見欄」に記載された内容】

【平準化に関する意見】

- ・ 現行どおりで良いのですが、現場代理人と主任技術者の確保の面からいって、年間を通して平準化する事が望ましいと思います。(5)
- ・ 平準化の意味が少し違う。本年度よりゼロ債工事を出していると思うが、我々の業種でいい時期(3月～6月)に仕事がない期間をなくしてほしいという事。
- ・ 上半期に集中されることにより技術者の年間を通した計画的な配置が困難となる。無理な上半期での発注により、発注者側の準備不足等により工事着手に手間取り工期延長を余儀なくされ下半期の受注ができなくなる可能性が増す。
- ・ 施工時期が重ならないように平準化してもらいたい。ただし、季節によっては施工が難しい工種もあるので、フレックス制度の導入、工事の繰越(工期延長)等も合わせて検討をお願いしたい。国県等他の発注機関の情報も入れて発注していただきたい。(6)
- ・ 年間を通して平準化すべきだが、積雪の多い地域は上半期のほうがよいと思う。

【発注時期に関する意見】

- ・ 上半期も出来たら4月中の発注と以前に0市債で3月中の発注も実施してほしい。(5)
- ・ 入札工事を4月～発注し、冬季にかかる場合は容易に來期すぎまで工期を延長してほしい。3末までに終わるように無理な工期にしてほしくない。(4)
- ・ 学校関係工事は夏休み工事が多い為、現場の職人の確保がきびしい為早めの発注をお願いし、職人の確保をしたい。できれば4月～5月に発注して頂き、準備し確保したい。(2)
- ・ 弊社受注業種の場合、発注が上半期に集中している印象はない。春から初夏の作業条件の良いときに仕事ができるよう、前年度末(ゼロ市債)の発注数をさらに増加したほうがよい。
- ・ 技術者、現場代理人の数が限られている為、現場兼任条件の継続、発注時期があまりラップしないようにしてもらいたいです。(2)
- ・ 市は3月末迄に完了すれば良いと考えているだけで冬期間の影響を考慮しているとは思えない。本格着工出来るのは8月近くで、工事のピークの頃にはすでに冬期間である。年度予算的な問題もあるであろうが政治的判断が必要か。(4)

【工期・工種に関する意見】

- ・ 当該年度内での引き渡しは、第3四半期発注分までとし、第4四半期(冬期～年度末)発注分に関しては、年度を跨ぐ事も可能として欲しい。(2)
- ・ 年末・年度末の工事施工集中回避のため、複数年度発注とする事で、余裕のある無理のない工期設定で発注願いたい。
- ・ 上半期に集中しても良いが、工期選択が望ましい。
- ・ さく井工事に関して、本年度は早い段階での発注があり工期的な問題も無いと思いますが、合併支所地域の発注工事が秋口になると、掘削工法にもよりますが冬季に間に合わない場合もあるかと思えます。よって早期の発注を希望します。
- ・ 天気に左右される工事(防水、舗装など)を含む一式工事だけでも冬場を避けられれば、工程通りに進むと思えます。(4)
- ・ 雪の影響の少ない工事は、上半期の集中期からスライドさせる等によって平準化すべきと考えます。(3)
- ・ 工種により又ランクによっては、年間を通して施工できる

【その他の意見】

- ・ 樹木の植栽時期等を考慮して発注すべきであるとする。それが困難な場合は、維持管理(その後の生育)に必要な予算を考慮して欲しい。たとえば、企業努力で夏期行う植物への散水など。

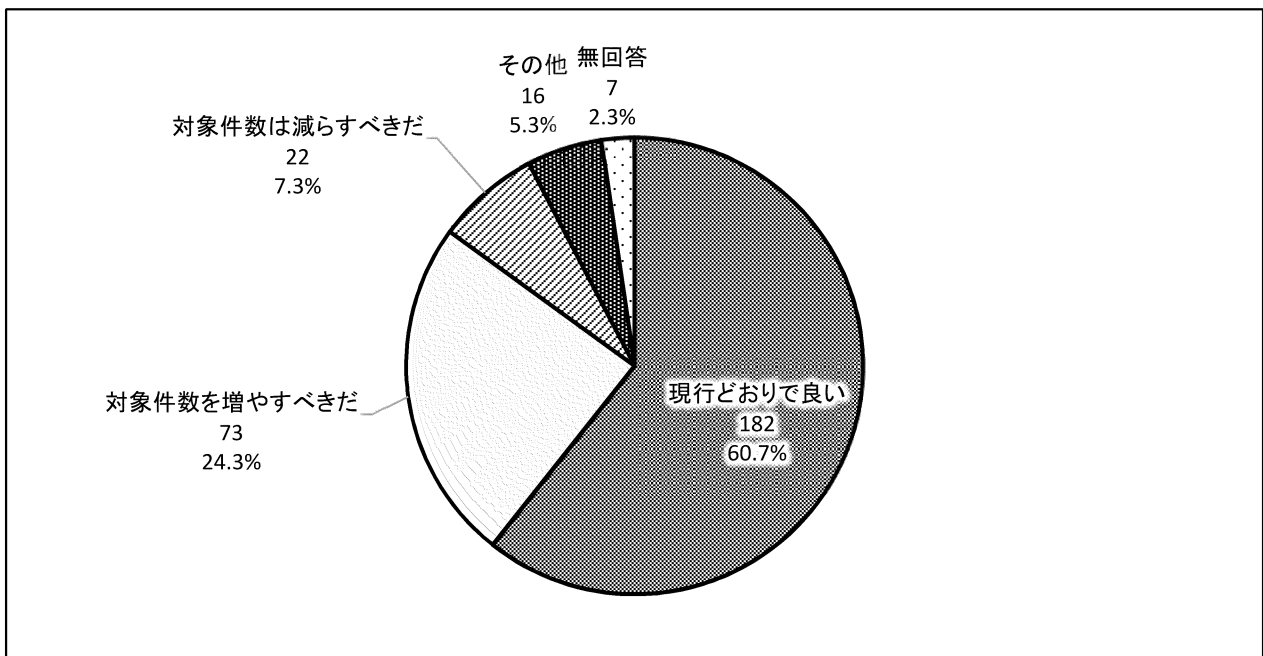
※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

問9 工期の担保及び受注機会の確保のため、一抜け方式※を実施していますが、対象とする工事の発注件数についてどのようにお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。
 ※発注者が指定する工事の落札者は、発注者が指定するほかの工事の落札者になれない制度

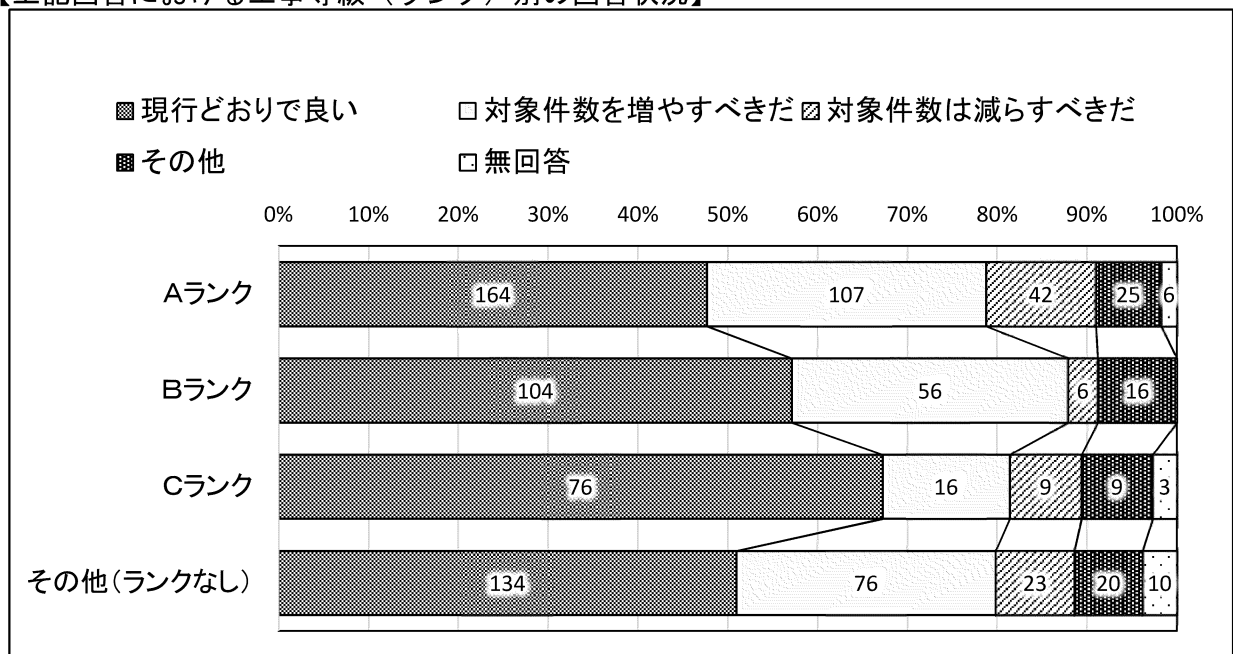
- 1 現行どおりで良い
- 2 対象件数を増やすべきだ
- 3 対象件数は減らすべきだ
- 4 その他
- 5 無回答

182
73
22
16
7
1～5計
300

※ 6者が「1」～「3」を選択した上で、「4 その他」に意見を記載したことから、集計上回答者数より多くなっている。



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問9における回答数（300）と一致しない。

【「4 その他」に記載された内容】

【制度の見直しに関する意見】

- ・ 指名業者が複数の案件の工事を施工可能であるなら、落札者となれば良いと思う。
- ・ 同年度同時期発注でなくとも事業年度が重複する発注年度の異なる大型案件(PFI、DB方式等)においても一抜け方式(一抜けに代わる参加制限)を採用されてもよいのでは。
- ・ 建築一式工事の大型物件のような取り組みは現行どおりでよいが、土木一式、下水道管渠の様な分割発注による一抜け方式は不要である。
- ・ 同工事の一抜け方式ですが、受注した業者は期間を設け参加資格をなしとする。

【その他の意見】

- ・ 現場が連続している場合、他の受注業者の工事が完了しないと着手できない場合がある。TPOによる。
- ・ 無くすべき(2)

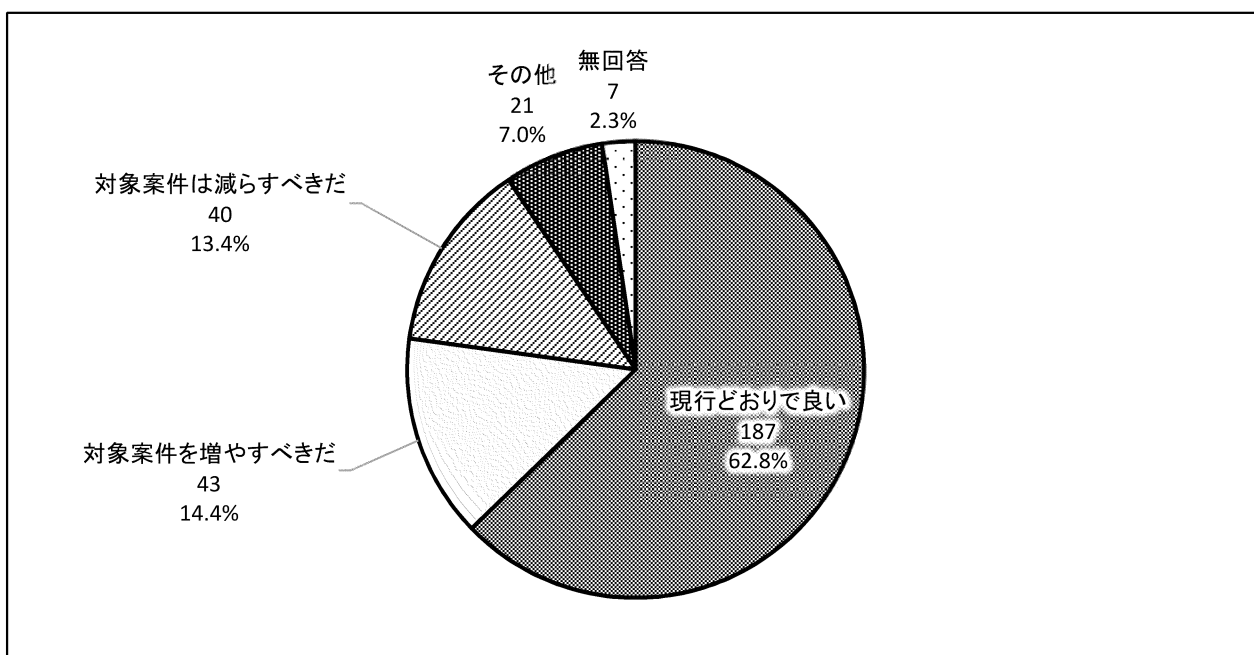
※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

問10 技術点と価格点を考慮して落札者を決定する総合評価方式(簡易提案型)について、年間2件ほど試行していますが、どのようにお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。

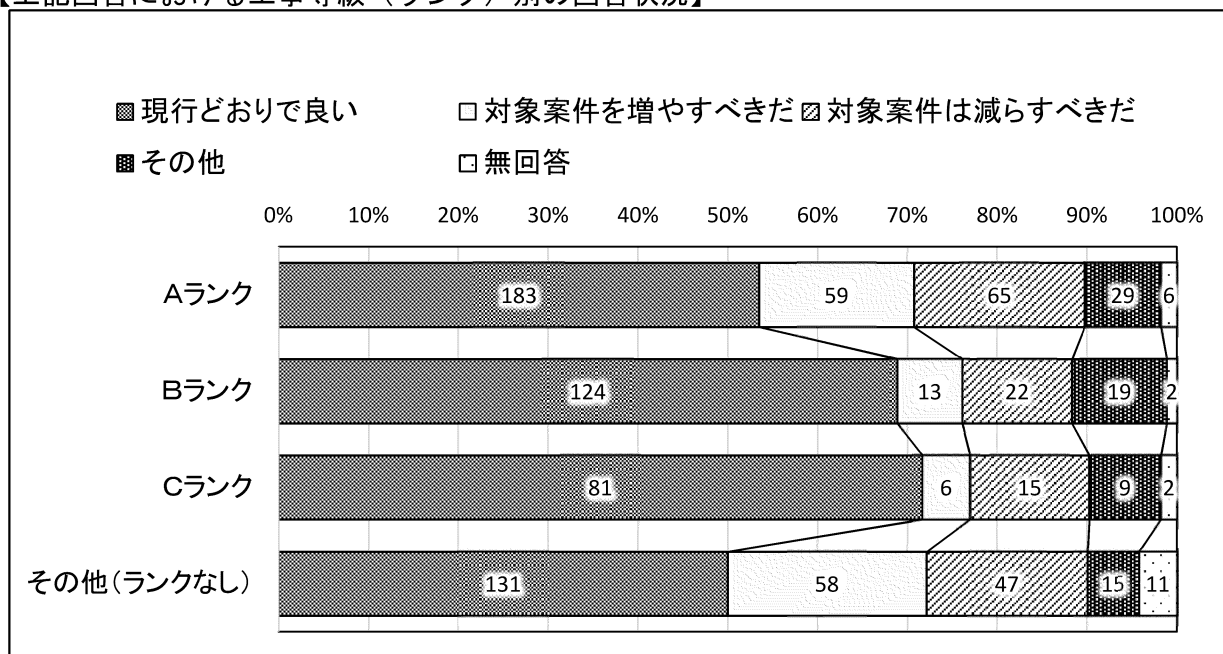
- 1 現行どおりで良い
- 2 対象案件を増やすべきだ
- 3 対象案件は減らすべきだ
- 4 その他
- 5 無回答

187
43
40
21
7
1～5計 298

※ 4者が「1」～「3」を選択した上で、「4 その他」に意見を記載したことから、集計上回答者数より多くなっている。



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問10における回答数（298）と一致しない。

【「4 その他」に記載された内容】

【制度の運用に関する意見】

- ・ 総合評価方式の工事を増やしてほしい。
- ・ より特殊な施工を必要とする工事に対し総合評価方式は採用すべき
- ・ 契約決定迄に日時が掛り、雪寒期に施工する様な発注時期に御一考を願いたい。
- ・ 会社の大小(規模)により、落札できる件数が多くなると思われるので、平等受注を求めるので総合評価方式自体を反対します。

【評価方法に関する意見】

- ・ 価格だけでなく、施工実績や配置予定者の資格、施工実績など総合評価方式を増やす方が良い。(3)

【その他の意見】

- ・ Aクラス以外は施行すれば応札者が減ると思います
- ・ 工事の完成度にそん色はないと考える

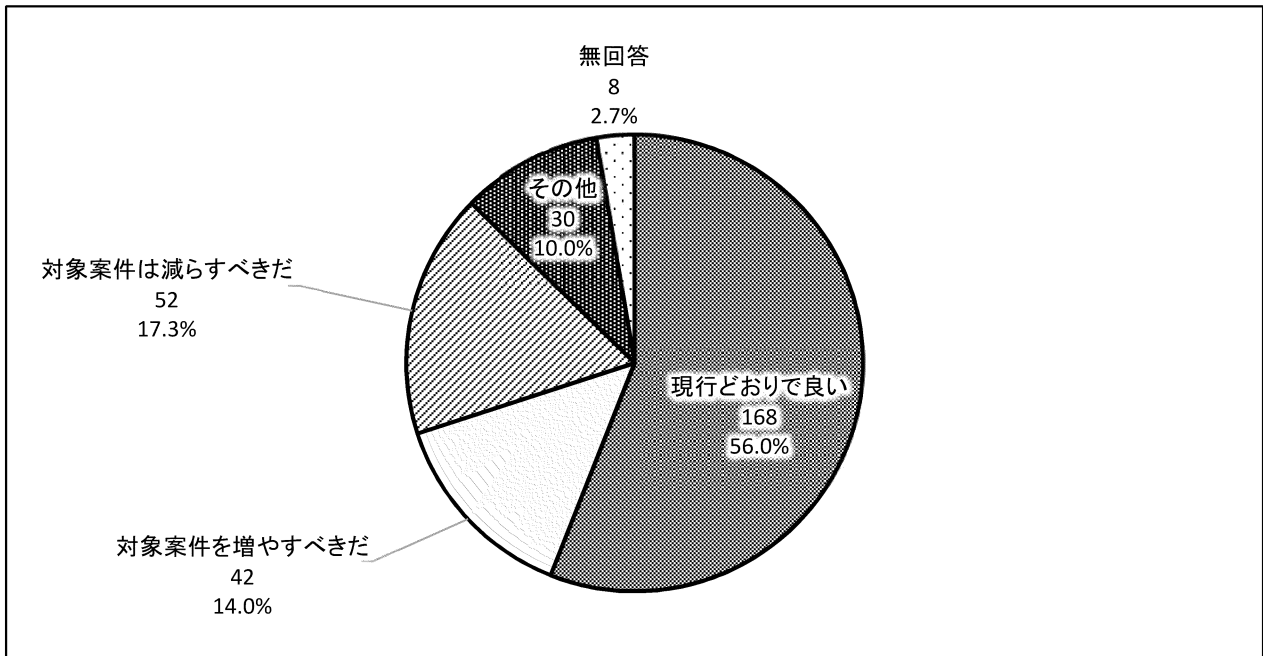
※（ ）内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

問11 設計・積算業務の簡略化及び早期発注などのため実施している概算数量発注方式について、どのようにお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。

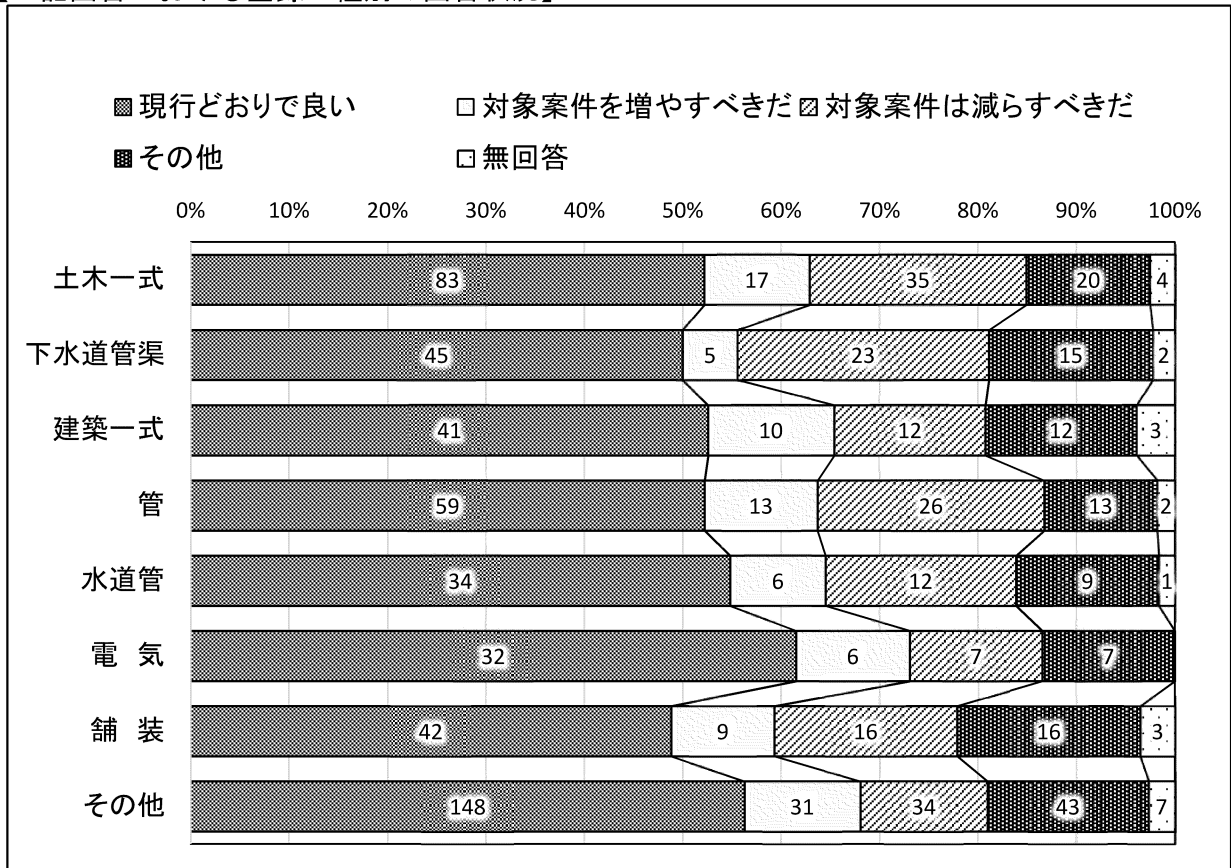
- 1 現行どおりで良い
- 2 対象案件を増やすべきだ
- 3 対象案件は減らすべきだ
- 4 その他
- 5 無回答

168
42
52
30
8
1～5計 300

※ 6者が「1」～「3」を選択した上で、「4 その他」に意見を記載したことから、集計上回答者数より多くなっている。



【上記回答における登録工種別の回答状況】



※本設問については、概算数量発注方式の対象が指名競争入札の案件であり、工事の種類が限られていることから、登録工種別によるクロス集計を行った。
 ※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問11における回答数（300）と一致しない。

【「4 その他」に記載された内容】

【制度の運用に関する意見】

- ・ 不要と思います。正確な設計、積算に基づいて発注するのが本来の形です。概算でスタートしても工事が大変なだけです。(4)
- ・ 出来るだけない方が望ましい。(5)

【発注方法や費用負担範囲に関する意見】

- ・ 概算発注の場合、調査により内容の変更になる事があるが、その場合少しでも早めに施工出来るようお願いしたい。
- ・ 概算発注がやむを得ない場合は、工法・数量等の変更の決定など柔軟かつ速やかに決めてほしい(12)

【その他の意見】

- ・ 業種によっては簡略化にはならない。

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

制度改正

問12 当委員会では、利害関係者による長岡市職員への働きかけをなくすため、市職員が持っている情報の価値を限りなく0（ゼロ）に近づけるための最低制限価格制度の見直しについて、「変動型(平均型)最低制限価格制度への変更」が適当との考え方を示しました。資料No.1(☆)をご覧ください、次の問にお答えください。

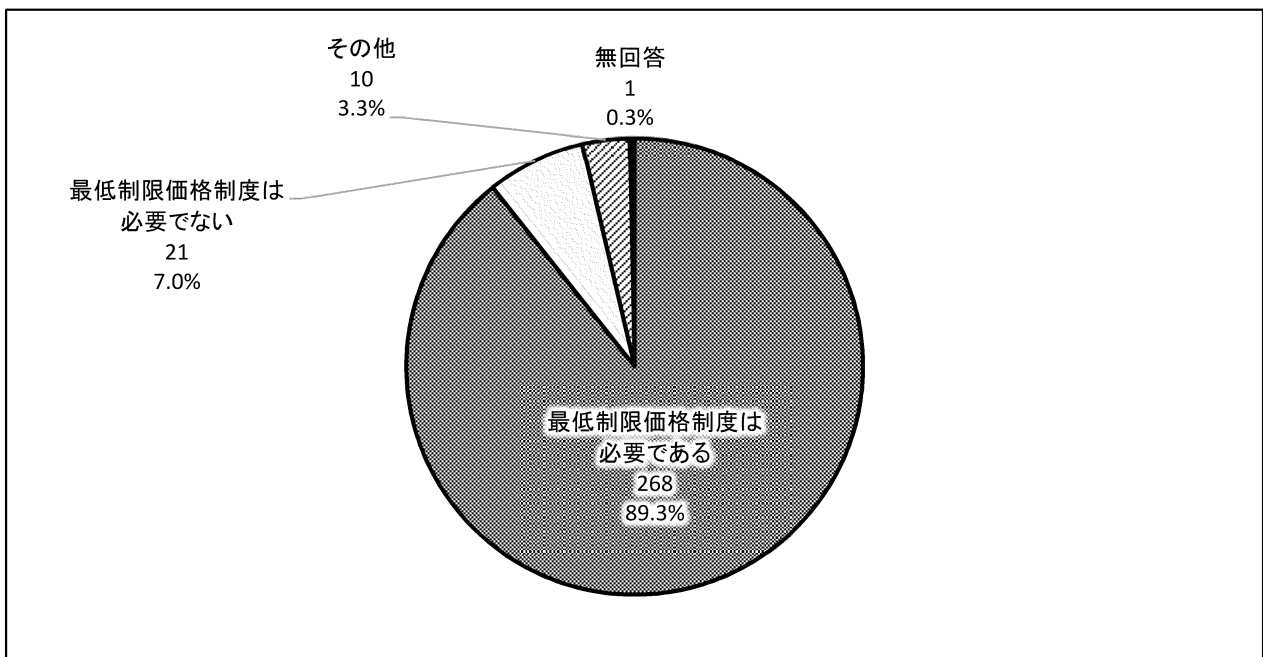
☆ 資料No.1とは、第4回検討委員会の『資料No.1-1最低制限価格制度の見直し及び予定価格の取扱いについて』（市ホームページを参照）の表面の記載内容です。

(1) ダumping防止及び品質確保のため、最低制限価格が設定されていますが、その必要性についてどのようにお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。

- 1 最低制限価格制度は必要である
- 2 最低制限価格制度は必要でない
- 3 その他
- 4 無回答

268
21
10
1
1～4計
300

※ 6者が「1」または「2」を選択した上で、「3 その他」に意見を記載したことから、集計上回答者数より多くなっている。



【「3 その他」に記載された内容】

【制度の必要性に関する意見】

- ・ 仕事の絶対量が少なく、低価格での応札が多くなり、仕事はとり難く、かつ適正な利益が出にくい状態です。品質確保はもちろん適正な利益確保の為に、明確な最低制限価格制度は必要と感ずます。(2)
- ・ 業者を守るため、必要である。しかし、制限価格を決めず、応札数の平均者にするなど、工夫などあってもよい。必ず一社しか請負ができないので、決めない方がよい。

【制度の見直しに関する意見】

- ・ 最低制限価格制度は必要だが変動型にすると落札決定が積算力によるのではなく運によるところが大きくなるので現行のままでよい
- ・ 変動型でもよいが、計算式の公表を入札業者全者への情報を共有をお願いしたいです。
- ・ 最低制限価格は現行の0.90以上をお願いします(2)

【その他の意見】

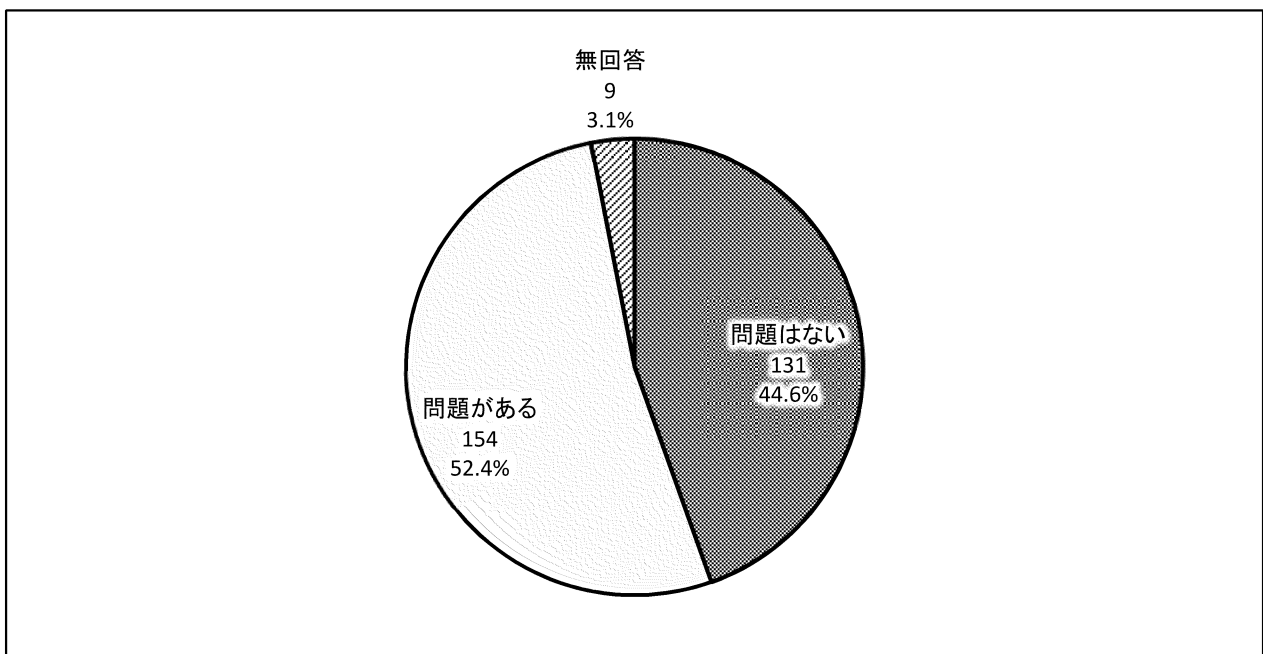
- ・ もっと具体案がないと何とも言いようがない。

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

(2) 最低制限価格が、事業者の入札金額により決定されることについて、問題があるとお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。

- 1 問題はない (→問13へお進みください)
- 2 問題がある (→問12(3)へお進みください)
- 3 無回答

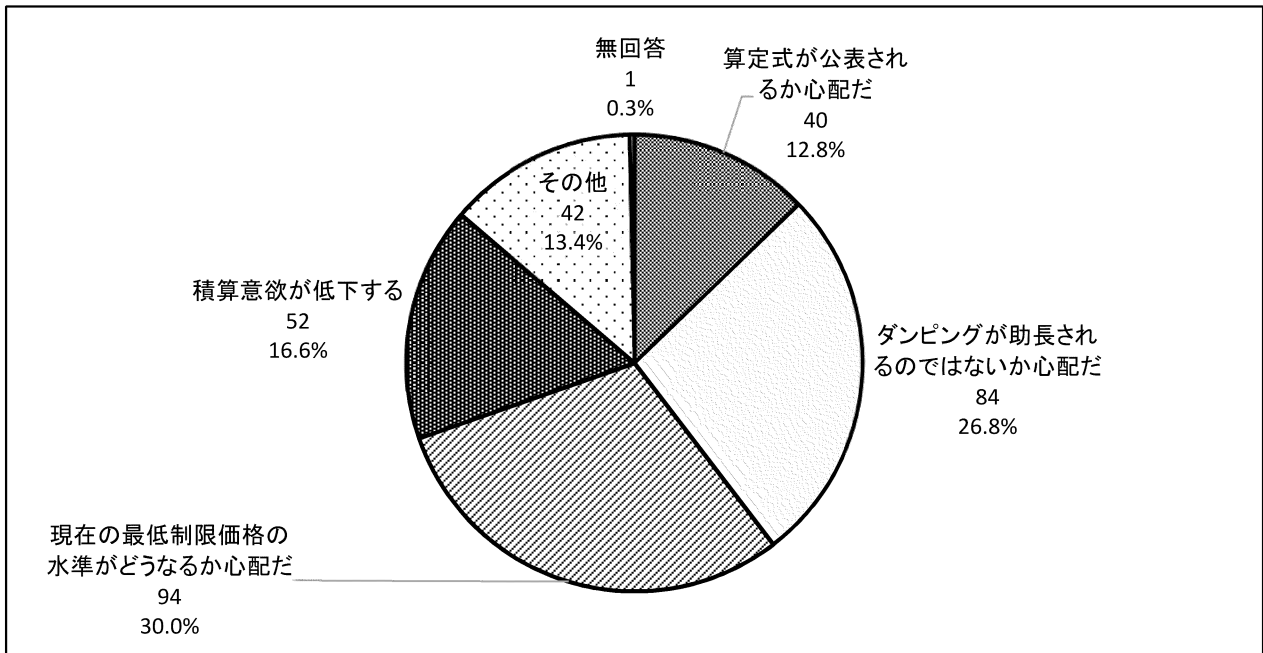
	131
	154
	9
1～3計	294



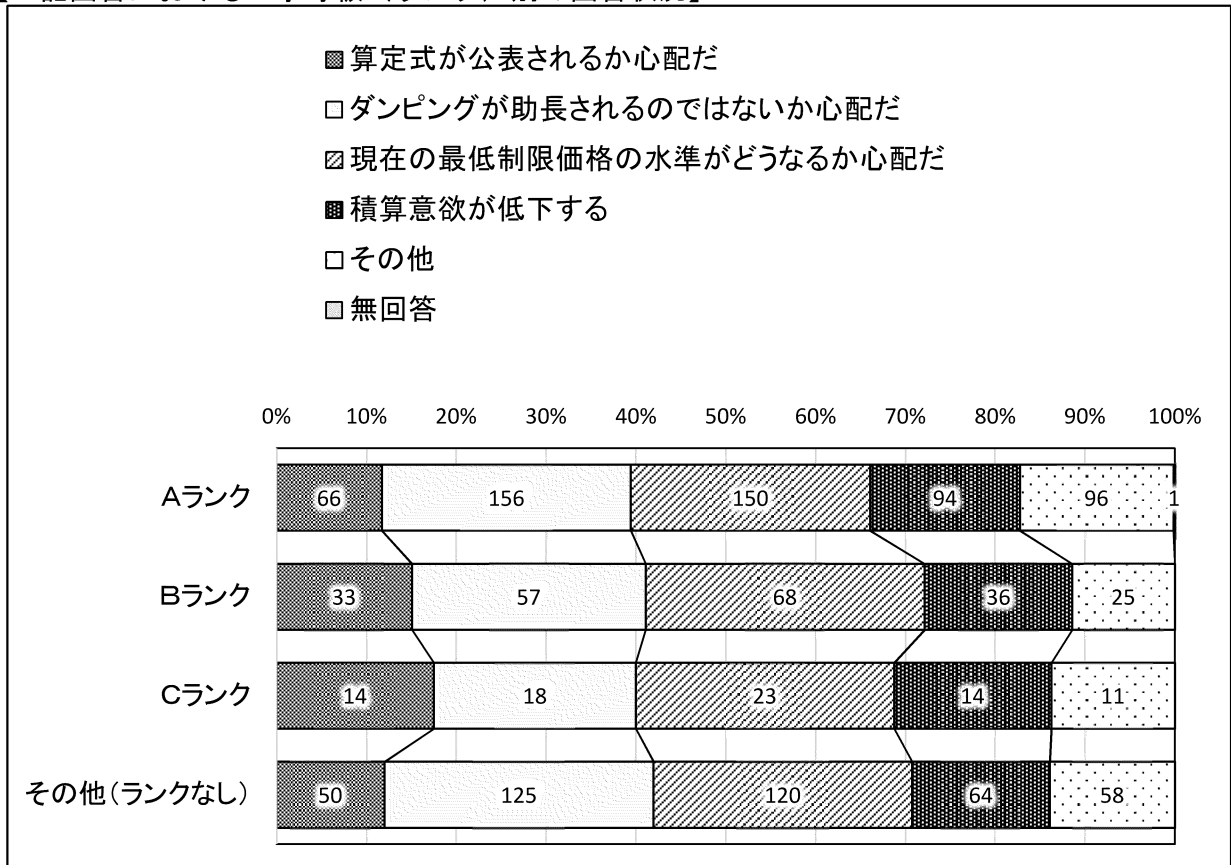
(3) (2)で「問題がある」と回答した方にお聞きします。どのような問題があるとお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。【複数回答可】

- 1 算定式が公表されるか心配だ
- 2 ダumpingが助長されるのではないかと心配だ
- 3 現在の最低制限価格の水準がどうなるかと心配だ
- 4 積算意欲が低下する
- 5 その他
- 6 無回答

40
84
94
52
42
1
1～6計 313



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問12(3)における回答数(313)と一致しない。

【「5 その他」に記載された内容】

【変動型最低制限価格制度に関する意見】

- ・制限付き一般競争入札で、落札意欲のない業者の応札により、最低制限価格が上がったり、下がったりの変動が著しく生じるのでは？全く意味がない。(2)
- ・企業として安定した雇用促進及び会社経営が困難となるため最低制限価格制度は必要であり変動型になるのは大変困ります。(3)
- ・最低制限価格を大幅に下げれば、予定価格情報の「価値」は、そもそもなくなってしまう。そこそこの利益を期待し、勝算を目論んで入札した者が、変動制限価格以下で「無効」となるような制度は、本来の入札の意味を踏みにじっている。
- ・従来の方式であれば積算能力の高い業者が落札(またはくじ)をできたはずが、変動型最低制限価格制度(以下「変動制」)へ変更することにより失格となり、逆に適切な積算を行わず入札を行った業者が発注する事態が懸念される。
- ・変動型は不適当です。入札額の判断において、必ず落札する意志のもと限界まで低価格にする事や、経営判断で高目にするなど工事ごとに考えて応札しています。変動型では何を基準にして良いか不透明であり、事業計画もない運任せの入札方式と考えます。また、不当に低価格の応札をする業者が現れ、その価格に制限価格が引張られ価格破壊が起きると容易に想像がつきます。何より設計内訳書を隠匿し一部業者の落札を有利にしたことで、積算にかかる負担が増大した挙句、仕事が取れないことが続き企業も人も疲弊しています。それにも拘らず、市職員のみを守るために、さらに業者にその分のしわ寄せを押し付ける制度に問題があると考えます。(2)

【最低制限価格の算定に関する意見】

- ・最低制限価格の積算方式が不明である。
- ・現行の制度では設計価格の正解は一つしかないはずですが、ミスによる違算が最低制限価格を左右する可能性があるのであれば納得は出来ない。また、入札手法として故意による違算の可能性も否定できない。(3)
- ・最低制限価格は、品質確保及びダンピング防止の意味があり、事業者の入札金額で変動することに違和感がある。(2)

【最低制限価格の水準に関する意見】

- ・予定価格の90%以上であれば良い。適正な最低制限価格を希望します。(3)
- ・係数の掛率を各社狙っていく事で自ずと最低制限の金額が低くなり経営圧迫の心配がある。(6)
- ・品質・安全等に支障が出るか心配である。(2)
- ・説明のあった変動型(平均型)最低制限価格制度に移行するにしても、品質の確保の観点から現行の最低制限価格の設定は必要だと思う。(2)に説明がある「一定の係数を乗じて」の部分でその係数が0.9などの係数を掛けられると、最低制限価格が下がる可能性があるため、当初設定した最低制限価格を上まわる金額で設定されるようにすべきだと思う。(2)
- ・最低限の品質が確保される価格という意味で、発注者において一義的に水準が決定されるべきである。また、品確法の解釈上、検証が必要ではないか。
- ・現最低価格以下の金額を新最低価格の計算式に加えるのはいかがか。

【積算意欲に関する意見】

- ・最低制限価格の変動により落札は運だけになり、営業社員の士気が下がり会社運営にも影響します。入札制度改革で受注者側に大きく負担になる方策はよろしくないと思います。(4)
- ・受注意欲と積算努力を積み上げている業者が受注できず、受注意欲もなく努力もしていない業者が落札する恐れがある。受注意欲があるにもかかわらず目標値がないため、何をもって意思表示をすれば良いかわからない。現場状況、積算詳細の確認等行わずとも積算が適当(まぐれ)な業者でも受注できる等の理由から現行通りの最低制限価格ありの入札をお願いします。
- ・変動制は積算の制度に関係なく落札されるため、積算意欲の低下を招くだけでなく工事調達に係るコストや今までの努力やこれからの努力すべてが報われない状況を作り出す。それはもはや競争入札ではなく、くじによる決定の方がまだ納得が得られる。また、市職員の保全を中心に考えているようだが、現在従事している積算担当者が築き上げた社内の立場、しいては優れた積算担当者の必要性も危ういものとするを併せて考えていただきたい。
- ・各社とも、入札で受注するため、積算能力の向上を目指し日々努力してきたが、それが無駄にならないようにしていただきたい。

【その他の意見】

- ・ ①「変動型最低制限価格制度」は、制限付き一般競争入札に限定する。②最低制限価格者で電子クジ引きを行う。(新潟県方式)③指名競争入札は、現状どおり最低価格者を落札者とする。
- ・ B,Cランクについては現行通りの最低価格設定が望ましい。小規模でも直営労務を抱えており、自社の仕事量の少ない時は最低価格を目指して入札したい。
- ・ 変動制であっても最低価格に近付けるために予定価格は重要であり、市職員が持つ情報の価値はなくなるわけではなく微減するだけである。入札制度そのものを変えるのではなく、入札時にすべての情報を開示する方が有効と考えられる。
- ・ 現行の制度では、第三者でも入札結果における入札金額の偏りから、市の違算(積算ミス)の有無を容易に推測することができる。しかし、変動制では応札者が計算上の最低価格を基に予想して入札金額を決定するため、各社の入札金額にばらつきが確実に起こる。その結果、市に違算があっても一見正当な入札に見せかけることができ、発注者にとって都合の良い制度となりえる。なお、変動制への変更は望まないが、変動制の運用には市の違算の隠蔽防止のためにも疑義申し立て制度との併用が必須の条件といえる。

※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

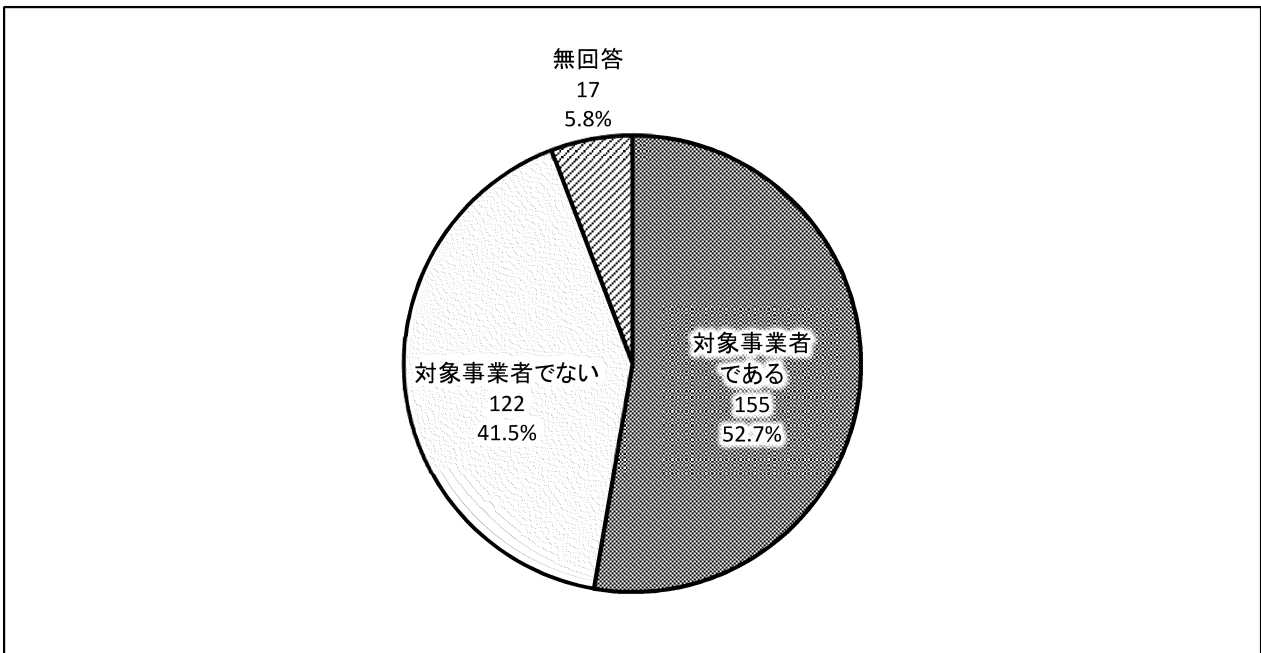
問13 当委員会では、長岡市の入札・契約制度全体を点検していく中で、高落札率である安全安心地域づくり工事について、地域性を考慮しつつ競争性確保の観点から「当該地域に限定せず、必ず複数地域から事業者を選定する。」との考え方を示しました。資料No.2 (☆)をご覧ください。次の問にお答えください。

☆ 資料No. 2 とは、第4回検討委員会の『資料No. 3-1 「長岡市安全安心地域づくり工事」に係る検討』(市ホームページを参照)です。

(1) 貴社は、安全安心地域づくり工事の対象事業者である「地域貢献建設事業者」ですか。該当する回答番号に○をつけてください。

- 1 対象事業者である
- 2 対象事業者でない
- 3 無回答

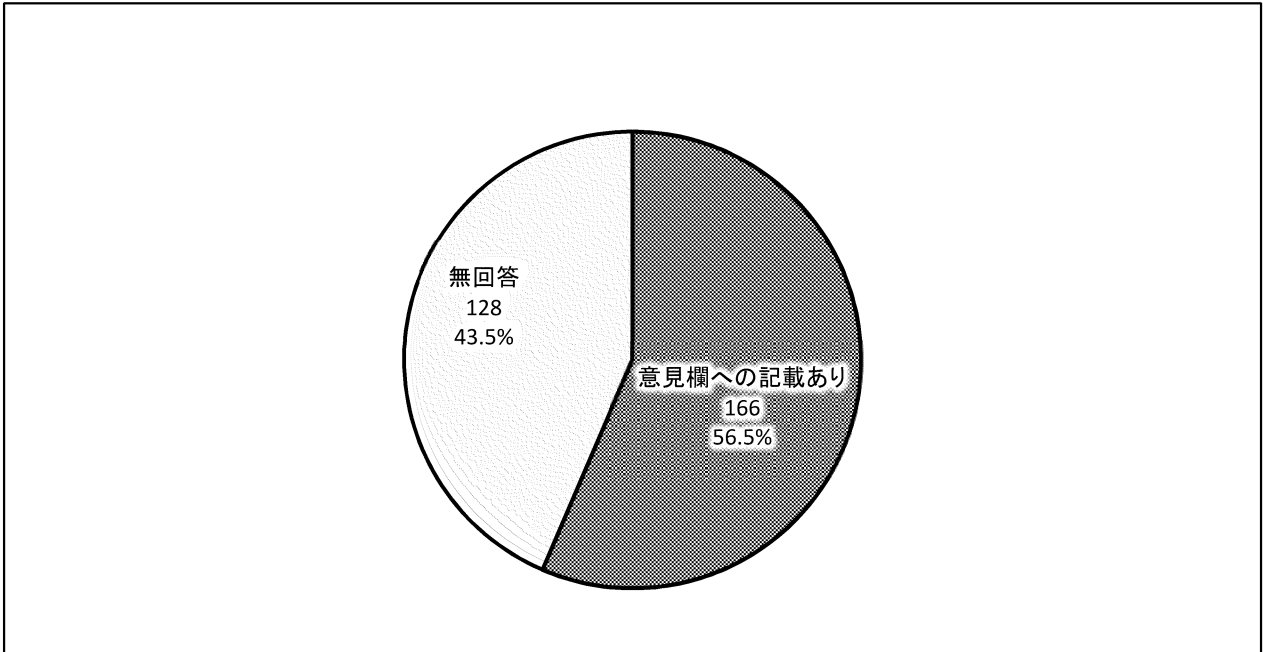
	155
	122
	17
1～3計	294



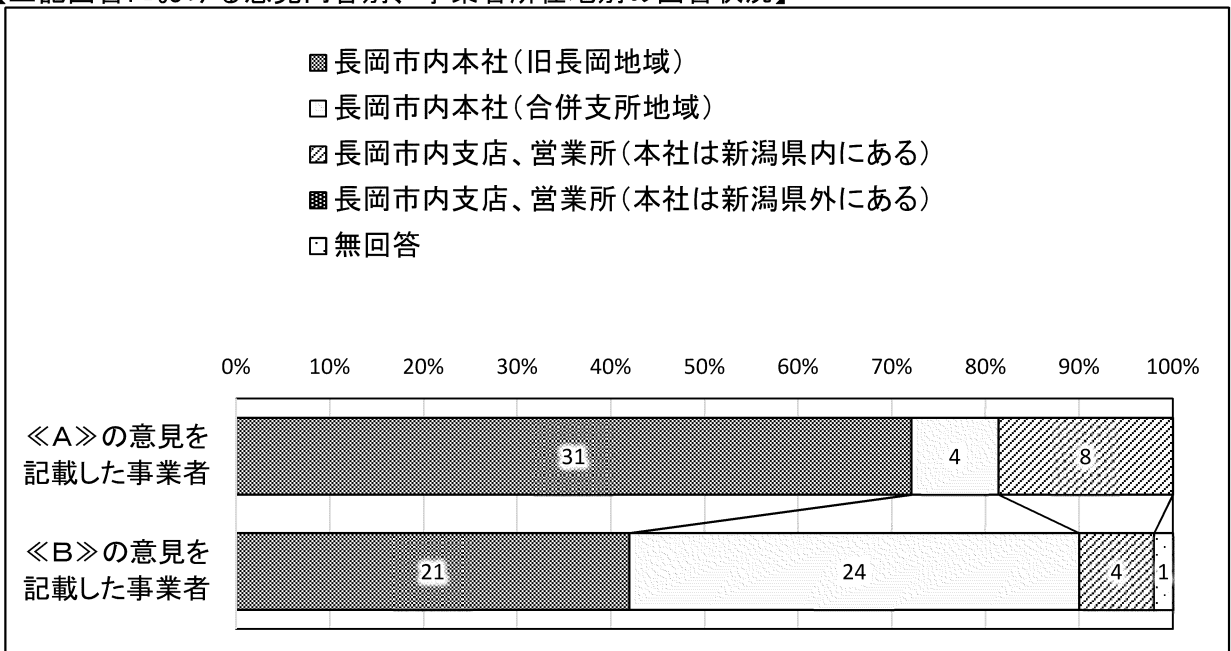
(2) 競争性確保の観点から「当該地域に限定せず、必ず複数地域から業者を選定する。」ことについてどのようにお考えですか。

- 1 意見欄への記載あり
- 2 無回答

	166
	128
1、2計	294



【上記回答における意見内容別、事業者所在地別の回答状況】



※上記クロス集計は、意見欄に記載された意見から一部を抽出（次頁【「意見欄」に記載された内容】を参照）し、それぞれの意見を記載した事業者の所在地別に集計を行ったものである。

【「意見欄」に記載された内容】

【業者の選定方法の見直しに関する意見】

- ・ 複数地域からの選定はよい事だと思う(25)
- ・ 限定しないことは良いことだと思います。地域を限定すると談合の温床となります。(7)
- ・ 競争性確保のために複数地域からの業者選定は良いと思います。(7)
- ・ 業者数確保の為、妥当と思う。加えて、市外業者参加案件が必要。一定の設計額以上という条件は必要と思うが。
- ・ 良いと思いますが、金額、工種により地域限定も必要な場合もあると思います。
- ・ 今以上に競争性が確保され良いと思うが災害時等の対応等を配慮して頂きたい。
- ・ 決定事項の為しかたなし
- ・ 当該地域の業者の受注のための安全安心工事だと思うので地域限定のままにしてもらいたい。(36)
- ・ 現状で良いと思います。落札率が低くなると、作業員の労務単価が上がらず作業員の確保が難しくなる。下請け業者は、更に厳しくなり、会社経営が悪化する。(3)
- ・ 安全安心地域づくり工事について、現行どおりで十分競争性が確保されています。委員会の考え方は最低制限価格程度の落札率となることで競争性が確保されていると考えているのでしょうか。落札率と競争性は関連づけることができないと考えます。安全安心工事の目的は『災害対応等で地域の安全。安心の確保に貢献している市内の建設業者に対する受注機会の確保や健全経営への支援を図ること』となっており地域性が重要とされる制度です。複数地域からの事業者選定することは制度の目的から外れることとなるため反対です。(11)
- ・ 一般競争入札に比べ、安全安心地域づくり工事はボリュームが小さく採算性が悪い傾向にあります。しかも、現在の積算基準は大まかで、山間部や平地など地域特性を考慮したものではありません。よって、落札率が高くなる傾向は否めません。地域に詳しくないものが落札した場合に思わぬ損失を被ることもあります。できるだけ地域特性が理解できる範囲での拡大を期待します。(34)
- ・ 遠方の事業者は、入札を辞退するのではないかと心配(3)
- ・ 地域に根付き貢献している意味合いが薄れ地元に着実に貢献していこうという意欲が失われる。時には採算度外視で協力もしている。(5)
- ・ 大手企業が参入すると地域になんのメリットもない
- ・ 飛び地ではなく、隣接する地域に限定して選定すべき。(2)
- ・ 当該地域に相応の業者が不足の時は地域外から選定するのが望ましい(3)
- ・ 安全安心地域づくり工事については緊急性が高い物件であると考えられる為、地域貢献建設事業者で当該地域・近隣地域での入札が良いと思います。安全安心地域づくり工事以外の緊急性の伴わない物件は、複数地域よりの指名が必要と思われる。(4)
- ・ 業種と地域による。土木管に限ると、地元満足度という観点で、なるべく地域に密着した事業者が仕事をしたほうがクレームは出にくい。特にメンテナンスが必要な業種は早急の対応が求められる。
- ・ 当該地域に限定する、複数地域から選定する、どちらも一長一短あると思いますが、当該地域に限定すると談合が常態化すると思う。
- ・ 安心安全地域づくり工事は地域性を考慮しつつ、競争性確保しなければならないとあるので、全工事ではなく試験的に数件複数地域から1~2社選定し、8社指名でやってみたらどうか。

【その他の意見】

- ・ 「長岡地域は実施しない」では、あまり意味が無い。
- ・ 合併から約10年経過したのだから、地域性は縮小するべきと考える。
- ・ 地域業者を優遇又はJVとする。
- ・ 県内本店で支店・営業所等が市内にあり、長年にわたり長岡市に貢献してきた会社は対象業者にしてもよいのではないだろうか。地元業者扱い。(6)
- ・ 安全・安心は中止したほうがよい。指名などすると不正がまかり通る原因となる。

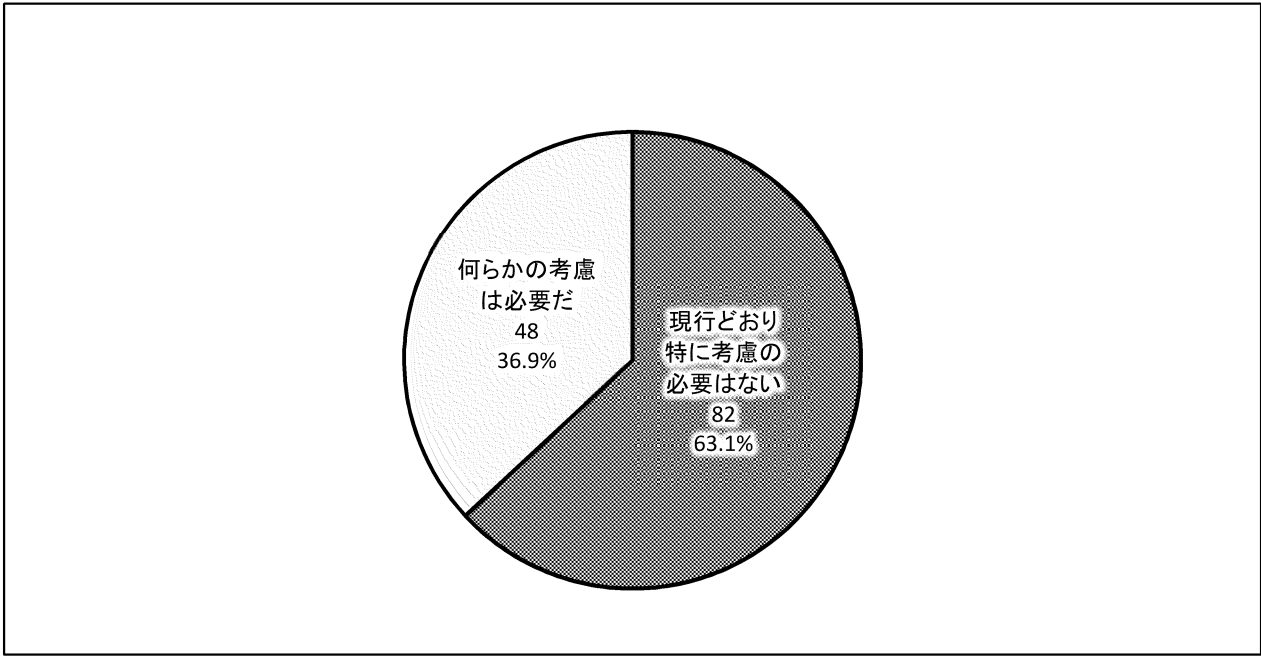
※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

その他

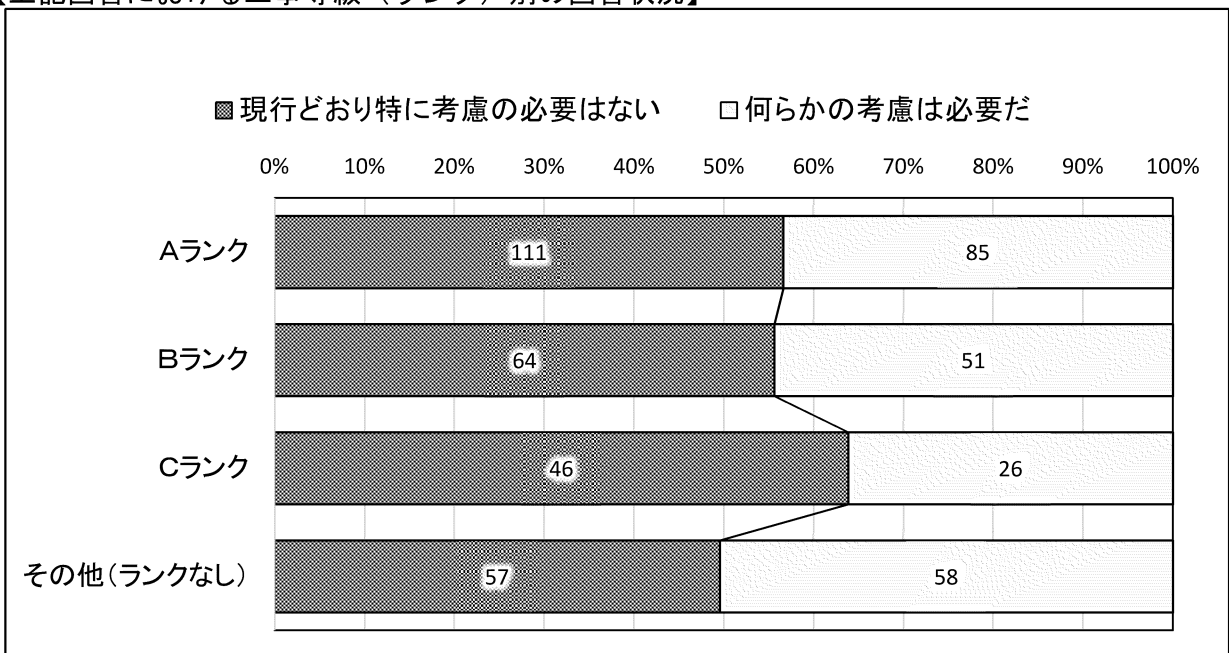
問14 除雪に協力されている事業者にお聞きします。除雪への協力に対し入札制度での一定の考慮（総合評価方式における配点など）の必要性について、どのようにお考えですか。該当する回答番号に○をつけてください。

- 1 現行どおり特に考慮の必要はない
- 2 何らかの考慮は必要だ

	82
	48
1、2計	130



【上記回答における工事等級（ランク）別の回答状況】



※上記クロス集計については、各事業者の登録工種ごとに集計を行っていることから、回答数の合計が問14における回答数（130）と一致しない。

【「2 何らかの考慮は必要だ」に記載された内容】

【一定の考慮に関する意見】

- ・ 総合評価方式の配点を多くする。また、除雪作業員確保のため、維持修繕工事などを優先的に発注する。(3)
- ・ 建設業者として、冬期間の道路を確保する為、人手不足のなかで作業員及び重機を確保して精一杯努力している。毎年、冬期間(4か月)は除雪最優先で取り組んでいることを汲み取ってもらいたい。(5)
- ・ 除雪に協力している業者としては働き方改革と労働者の高齢化による人材不足が重なり除雪と工事作業が伴わない状況のため工事期間を考慮して頂きたい。(2)
- ・ 無雪・少雪時や雪解け頃(3月～4月)に出来る工事がほしい。
- ・ 除雪は商いだけと捉えないで地域貢献としての加点が必要です(5)
- ・ 随意契約の工事発注を願いたい
- ・ 総合評価方式の評価など評価してほしい。総合評価方式の工事を多くしてほしい。
- ・ 入札参加の条件に除雪業者を設ける。
- ・ 現行では、緊急的な指示書等による「維持管理実績」のみでの配点であるため、市との締結による「除雪」の配点を追加して頂きたい。
- ・ 地域を限定せず、指名をして頂きたい。
- ・ 安全安心工事の指名を増やす等の措置
- ・ 生業である以上考慮が必要(5)
- ・ 大雪等の除雪作業は、これ又命がけの作業であります。問13-(2)同様に、入札指名について、安全安心地域づくり工事への配りよを考えていただきたい。除雪にたずさわっている者しかわからない苦勞を充分に知ってほしいと思います。(2)
- ・ 降雪量は年により異なるため、「まったくない」、「想定内」、「想定外」など段階的考慮は必要だと思います。
- ・ 道路除雪だけでなく、要援護世帯などへの屋根雪除雪の取り組みも評価に加えるべき。(災害救助法が適用されることもあり、災害対応の一環)(2)

【その他の意見】

- ・ 年間の仕事の受注がないと冬期のオペレーターの確保ができない。民間の仕事も少ない。総合評価方式における配点はやめるべきだ。
- ・ やれる人が除雪をするわけなので考慮して欲しい人は、入札に参加しなければよい。これこそ企業努力が必要である。
- ・ なぜ道路除雪だけしか評価されないのか。除雪にも市庁舎建屋、市有駐車場除雪もある。
- ・ 木造住宅の屋根雪おろしをする人がいなくなり、市の民生委員の人や老人世帯が困っています。該当世帯の屋根雪の処理についての考慮は必要だと思います。(2)

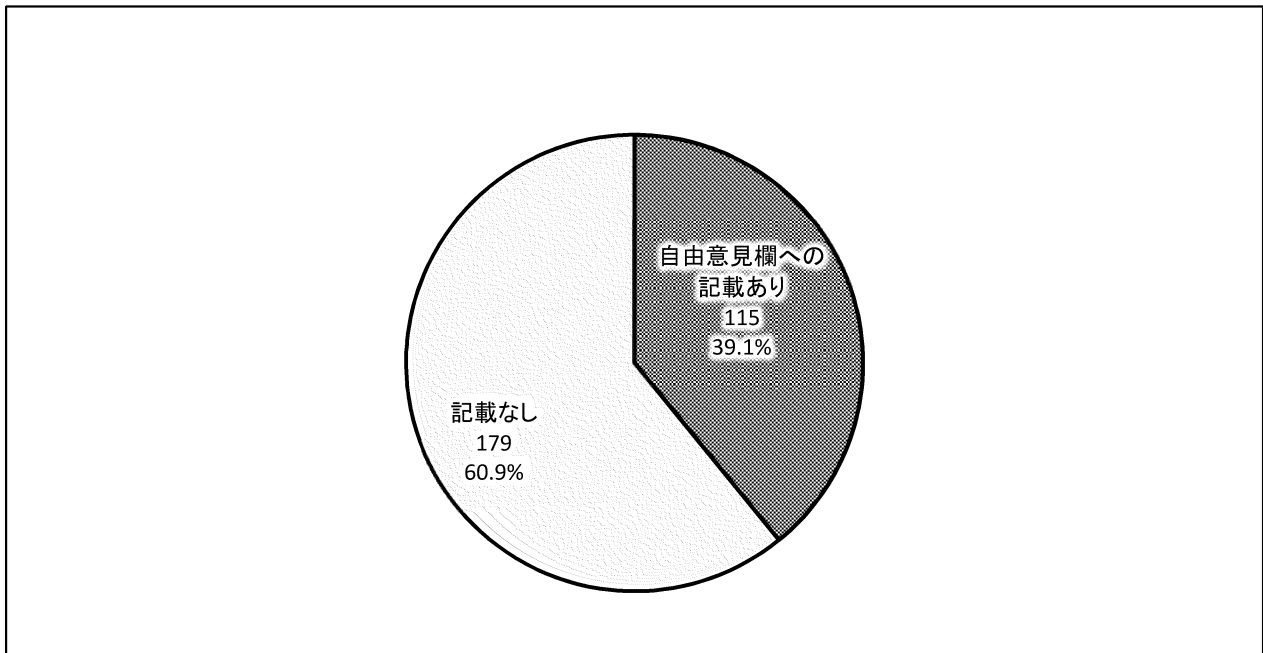
※ () 内の数字は、枠内に掲載した意見と同様の意見の数を表している。

自由意見欄

その他、問1～14以外に長岡市の入札・契約制度に関してご意見等がございましたら記入してください。

- 1 自由意見欄への記載あり
- 2 記載なし

115
179
1、2計 294



【「自由意見欄」に記載された内容】

【最低制限価格に関する意見(14件のうち主なもの)】

- ・ ホームページで公表されている他団体変動型最低制限価格の試算の資料によると、最低制限価格が現状より数段下がることとなり品質・安全性の確保及び受注意欲が低下するのではないかと心配である。改正後も最低制限価格が現状の予定価格に対して90%を維持できるような工夫をして頂きたい。また最低制限価格が下がる事により予定価に近い金額で落札する為に業者間での調整を誘発することになるのではないかと危惧されます。
- ・ 現在、入札情報が県と同様になり入札金額が算定しやすくなったといわれるが、その金額を出すために各社、日々努力をしている。今年度に入り、くじ引き決定物件が多くなっているが、長岡市も新潟県や新潟市の様に電子くじを導入すれば、市役所に行ってくじ引きを引く手間が省けるし、市役所の方も落札候補者がすぐに決まるので良いのではないかと。最低価格変動制にすると、積算能力のない会社でも受注する可能性があり、積算業務に対する意欲が低下する。変動制を実施している地区の業者に聞くと積算しても意味がないし、金額が安くなりやっつけられないとの話もあった。ぜひとも電子くじと総合評価方式の拡大をお願いしたい。
- ・ ①変動型のような積算精度に関係なく、100%運だけで受注が決まる方式は理解できない。まるで雲を掴むような制度。また、現在の最低制限価格を下回るのではと懸念される。
②総合評価方式がベストと思う。しかし簡易な施工計画の評価が公表されないため、その結果に疑問がもたれる。公表に踏み切ったらどうか。
③現在新潟県で行われている方式、全て積算数量を公表し、積算基準に基づいた積算の結果、同札であればくじ引きで対応する、この制度で良いのではないかと。

【発注及び指名に関する意見(33件のうち主なもの)】

- ・ 設計額が130万円超から指名競争入札ですが、消費税も上がるし、例えば200万円超とかからに変更してほしい。
- ・ 塗装工事物件が年間発注が少なすぎる。もっと出してほしい。
- ・ JV工事の受注では、各社寄せ集め人員で運営している。個々の企業が2～3人のチームを組む方が施工管理者の育成に寄与すると思います。分割できる案件は極力工事を分割し、発注した方が良いと思います。

- ・市内業者のみに限定せず、幅広く、市外業者なども時々入れて、談合防止に努力するべきと思う。市内業者のみでは、技術の進歩や価格の安価への努力が行き届かないばかりか、市職員との癒着につながる。
- ・合併市町村業者ですが、合併前より、ランク付され、当地に仕事があっても指名されず、疲弊している。10市町村の弱小企業はこまっている話をよく聞く。
- ・指名業者の選定で川東と川西に区分することがおかしいと思う。川東は範囲が広すぎて採算が合わない。近隣地域で指名業者を選定すべきと思う。
- ・旧長岡市の事業者が、合併前は支所地域の災害時の応援や災害応急復旧工事及び、指名入札の工事を請負施工していたが、合併後は支所地域の指名入札に選定されない業者がある。また、合併前から30年以上続けて支所地域の除雪作業に協力しているが、支所地域の指名入札に選定されない業者がある。など、支所地域の指名入札の事業者選定に加えていい業者が指名選定されていない現状は問題がある。
- ・合併地域においては、市道の維持管理において包括管理業務制度が導入されており、昨今増々、地域性を重視した維持管理体制に変化しつつあります。また、地域貢献建設事業者認定制度や消防団協力事業所認定制度の観点から、災害発生時や緊急時などは、地域の業者が最優先に地域の安心・安全を確保する役目を担っております。地域性の重視は再度優先して頂きたいと思います。競争性の確保も大事なことです。入札物件が「モノのたたき売り」の如く扱われないようお願いします。
- ・一般競争入札を全地区が均等に応募できるようにしてもらいたい。現状だと長岡市地域西地区限定の工事が多いように思われる。・同じ業者が連続して落札することが多いので、入札時期が同じ場合、地域が一緒じゃなくても一抜け方式を増やしたほうが良いと思う。
- ・管工事において、以前Bランクの時は落札できていたのに、Aランクに上がったなら落札できるチャンスが減ってしまった。出来ればBランクに戻りたい。
- ・長岡市の人口推移をみてもわかるように、老人人口は増加し、生産人口は減少傾向にある。これは弊社の従業員年齢分布をみてもそのまま当てはまる。特に建設業(特に作業員)のなり手は非常に少ない。特に弊社のような少人数の会社は、今のままでいくと遠からず廃業・M&A等で吸収される。業者数は減少していくため地元保全や競争は困難になる可能性が高い。今だけを見るのではなく、先々を見通すと、安全安心地域づくり工事のような制度はそのまま残し、地元業者の育成を勧奨することも重要であると思う。
ダмпिंगによる問題や品質確保に関しては、業者のモラル低下もあるが、発注者側の監督者が見抜くことも重要と思う。
- ・指名通知日から入札までの日数が少ない。
- ・仕事の早期発注をお願いしたい。
- ・①年末・年度末の工事施工集中を回避のため、複数年度発注とする事で余裕のある無理のない工期設定で発注願いたい。(工事施工平準化)
②市内支店・営業所(県内本社)業社にも工事指名をいただきたい。受注機会を増やしていただきたい。(納税と市民雇用に対して考慮をお願い致します)

【事務手続き及び市職員に関する意見(22件のうち主なもの)】

- ・現行の入札制度は、公平性があり一番良い方法だと思います。ただ、今回の件で何らかの制度変更をしなければならぬことも理解しております。そのことを踏まえた上で、入札制度を変更する場合には、公平性を確保するため、設計書の内容を明細表、代価表まで細かく公開していただき、公平性、透明性を図ってほしい。
- ・変更工事が発生したらすみやかに変更契約にくり入れていただきたい。
- ・追加、変更工事費については、難しい手続きを無くし、支払うべきと思います。設計管理による追加、変更も当然支払うべきと思います。
- ・①年に何回か17時過ぎの指名通知が有る。16時前とかに努力していただきたい。
②一般競争入札の落札候補者の決定は午前中にしてほしい。
- ・書類をもっと簡素化していただければ落札率も向上するのではないかと思います。
- ・今回の事件では、落札価格を事前に入手するという、一番やってはいけないことを考え仕組みを作った、受注者側は厳しい処分が必要ですが、今回のことで、市職員の業務がとどこおることのないようにしていただきたい。特に小規模工事などは、市職員の煩雑な業務を業者側が手伝う面もあり経費をあまりかけずに修繕工事を行うよう努力しているところです。
市職員の細かな業務が今まで以上にスムーズにできますように、ご配慮いただきたく思います。
- ・市の幹部が関係した今回の官製談合事件について、事件には全く関係なく積算努力、入札意欲を持って入札参加した業者のその努力が無になる入札改革は反対です。価格が漏れる等は市の職員のモラルの不足によるものであり、徹底した教育をお願いしたい。

- ・今回の一連の事件に関しまして当社としては不愉快です。この事件に関して県議員秘書・ごく一部の業者が行った行為であり、90%以上の業者はルールにのっとって入札等を行っております。それに関して長岡市の職員上層部が行った行為であり、私どもにこういったアンケートを出すことは非常におかしいのではないですか。市役所内部の上層部の改革が必要ではないですか。お願いをするとすれば、入札制度の最低制限の取り扱い、およびくじ引き等は現行通り行ってください。

ランク付けの変更をお願いしたい。土木一式工事のAランクを900点以上に戻していただきたい。

【その他の意見(46件のうち主なもの)】

- ・公平公正な入札・契約制度を望みます。特に、設計施工一括発注方式は、入札参加者の数が減り、競争性確保と言えないと思います。誰が見ても公平な入札をお願いします。アンケートではなく、生の声を聞いたらどうでしょうか？
- ・そもそも、このアンケートの主体となるものは、官製談合であり、我々業者側による談合事案ではありませんので、入札制度改革と言いながら、地域でろくに利益も出ないような工事を受けて、いつ倒産するかわからないような会社経営の中で、厳しい締め付けを受けるようでは、入札指名を受けても辞退するしかありません。長岡市政はもっと、住民と血の通った政策を実行してほしい。
- ・除雪に協力している事業者に入札制度で一定の考慮は必要だと思うが、入札に参加していない事業者もいるので、考慮してもらえらば修繕工事、資材搬入などを考えてほしい。
- ・市の協会などと定期的な意見交換の場を設けて、より実態にあった迅速な制度設計を継続的に取り組んでいただきたい。
- ・災害時に十分な人員の確保が出来るよう災害協定締結業者を優先的に指名し、経営の安定化を図って欲しい。各職種のランクに応じた制度の変更を希望します。
- ・競争性を強調する事は発注者の立場から判からない訳ではないが、行き過ぎた状態を要求している様に見受けられる。業者の育成、健全な利益等を考慮すれば、クジ引きが多くなっても仕方がない事と思う。
- ・1 改札後の疑義申し立てを採用し、入札参加者が納得できる落札結果として受け取れる様に透明性の強化を図ってほしい。
- ・2 落札後の情報公開資料を閲覧すると積算の間違い等が多数見受けられるので、市担当者の見積能力の向上や見積後の確認体制の強化に努めてほしい。
- ・3 工事成績評定結果(平成28年、29年、30年)の土木工事や管工事では、特定の数社による落札件数が多いことについても何らかの関連性を感じる。
- ・4 新潟県の入札制度に準じてほしい。
- ・5 以前の見積りにあたり一般の業者には分からない部分を多く含め、金額のつじつま合わせで入札せざるを得ないケースが多い中、特定業者へ落札させるための行為の有無について、市役所内でも不信感を持っている者も多いのではないのでしょうか？また、特定業者の金額が合う件数が多いことについて、市関係者間では疑問に思うことは無いのでしょうか？不思議です。(発注者側の入札に関わる不正事実が発覚した後ではありますが)
- ・6 建設業協会幹部と意見交換し対処してほしいが、色々な意味で透明性が望まれると思われる。
- ・Aランク業者が多すぎるため、各工種のランクの見直しをしていただきたい。
今後、現行通りの入札制度で行って頂きたい。
開札時間が、遅延しがちである為、時間遵守をお願いしたい。
落札候補から、落札決定までを、迅速にしていきたい。
上記のほか、申請及び契約事務手続きを、迅速に対応して頂きたい。
- ・入札の透明性及び公正を確保するために、疑義申し立て制度の再開を強く望む。制度中止前の利用が5%程度だった背景には、契約検査課による一方的な却下や不受理のケースが多く、業者が提出の意思がありながらも自粛した結果である。しかしそれを於いても、100件の内5件くらいなら良いという考え方が応札者の努力と受注にかけられる思いを無視したものである。また、再開の際には「不受理の禁止」と透明性確保のため、結果を応札者に通知するだけでなく「誰でも閲覧できるようにすること」が望ましい。例えばホームページや電子入札システムで公表するなど。
積算基準書等がない工種の積算について、市職員が任意で選定した業者から見積もりが採用されており、その情報の価値は非常に高いものである。市職員の情報の価値を0に近づけるためには、原則として見積もり金額(資材を除く施工費または材一式費)の公表が不可欠である。
地域要件を条件とする工事(安全・安心工事を除く)について、対象となる業者数と発注件数の比率に偏りがあるので受注機会を均等に近づけるためにも、工事規模の調整等により発注して頂きたい。なお、平成30年度の地域要件付き一般競争入札における土木工事(下水道管渠を含む)では、発注件数が長岡川東地区を(1)としたとき、長岡川西地区(3)の比率であった。
除雪は慈善事業(無償奉仕)ではなく委託業務であること、また除雪路線と除雪業者は固定化されており新規業者の参入は現実的には不可能となっていることから、「除雪に協力している業者の入札時の考慮」をすることは公平ではなく、特段の配慮は当然必要ないと思われる。

- ・ 考慮の必要は有りませんが、除雪に対する市としての将来的な考え方が明確に示された方が良いと思います。業者は苦慮しています。
- ・ メーカーでなければ対応が難しいこともある。業務内容によっては、入札でないほうが、お客様の利益につながる場合もある。